

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第10回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年9月14日（火） 午後7時

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	欠
	岡本 坦	中播磨県民局長	欠

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会	
開催日時	平成16年 9月14日(火) 開会 19時00分 閉会 22時40分	
開催場所	大河内町保健福祉センター	
議長氏名	小寺義裕	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	<p>1 報告</p> <p>報告第27号 神崎町・大河内町合併協議会出納検査(8月実施)の報告について</p> <p>報告第28号 第4回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について</p> <p>2 協議</p> <p>協議第33号(継続) 社会教育事務事業の取扱いについて</p> <p>協議第36号 環境衛生関係事務事業の取扱いについて</p> <p>協議第37号 保健衛生関係事務事業の取扱いについて</p> <p>協議第38号 商工・観光関係事務事業の取扱いについて</p> <p>協議第39号 農林水産関係事務事業(その1)林道・治山事業の取扱いについて</p> <p>協議第40号 建築関係事務事業(その2)の取扱いについて</p> <p>3 提案</p> <p>提案第31号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて</p> <p>提案第32号 住民関係事業(その3)防犯灯設置の取扱いについて</p>	<p>2 会議結果</p> <p>承認</p> <p>承認</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>継続審議</p> <p>継続審議</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	

会 議 録 の 確 定

確 定 年 月 日	署 名 押 印
平成16年 9月14日	署名委員 藤 原 安 晴 印 堀 口 勝 久 印

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>皆さん、こんばんは。</p> <p>第10回の神崎町・大河内町合併協議会をご案内申し上げましたところ、合併協議会としては夜の開催初めてでございますが、昼間の仕事を終えてお疲れの中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>初めに当たりまして、議長さんからごあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうも、皆さん、こんばんは。</p> <p>この合併協議会初めての夜の開会ということになりました。</p> <p>ご存じのように、9月でございますが、大河内並びに神崎町、どちらも定例議会が開会をされておりますので、昼の時間がちょっととれないということもございますし、合併協議会につきましても、だんだんと討議が充実をしましてまいりまして、いよいよ合併協の議題というのがだんだんと少なくなってまいりましたんです。ということで、精力的に討議をしていくということになりますと、夜間についても皆さんにご協力をお願いをいたしたいと思った次第でございます。</p> <p>昨日の13日の日に、この合併協の中では随分前になるんですけども、大河内町・神崎町が合併をした場合に、電子計算機というて、電算の両町の住民の基本台帳とか戸籍とか、いろいろなものをネットワークで結んで住民に提供するという電算のシステムの神崎町・大河内町の統合をして一つにするという業務のための業者に対する契約というものを、昨日大河内町議会で契約の同意をいたしました。</p> <p>ということで、予算につきましては、両町で約5億5,000万円ほどの予算がついておりまして、そのうちの約4億円ちょっとで、あとの分につきましてはまだ残っておるんですけども、最終的には約5億3,200万円ぐらいになると思うんですけども、その一部の4億幾ら部分につきましては、業者との電算の統合に伴います業務をお願いをする契約業務が、大河内の議会で、昨日の13日の定例会で可決をいたしましたということで、いよいよ両町の合併に向かっての一つの大きな第一歩が昨日踏み出したということでございます。</p> <p>また、新町建設計画等につきましても、聞くところによりますと、この9月の後半ぐらいには大体骨格ができ上がりまして、この合併協議会の中にも提案をされるというようなことも聞いておりますので、合併協議会の方々にとりましても、今からが合併に向けての大きな正念場ということもひとつよろしくをお願いをいたしたいと思います。</p> <p>本日につきましては、非常に多くの協議が提案をされておりますので、できるだけ活発なご意見は出していただいて結構ですけども、簡</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>潔にさせていただいて、夜でございますので、できるだけ早く終わりたいと思っておりますので、委員の皆さん方のご協力を特にお願いいたしまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、上野副会長からごあいさつをいただきます。よろしくお祈いします。</p>
上野（副会長）	<p>皆さん、こんばんは。大変ご苦労さまです。</p> <p>午後7時からの第10回協議会の開催となりました。一日のお仕事などでお疲れのことと思いますが、よろしくお祈いをいたします。</p> <p>また、県民局の浜田参事、夜分大変ご苦労さまです。</p> <p>今日も非常に蒸し暑い一日でありましたけれども、8月30日、9月7日と立て続けに台風16号、18号が当地域を襲い、家屋を初め河川、道路、田畑などに被害を起こしました。また、収穫前の稲にも倒伏被害が出ております。私も、今年は田んぼ2枚コシヒカリを植えておりますけれども、倒伏いたしておりましたけれども、幸い収量については平年以上であったのではないかなというふうに思います。</p> <p>今、議長が申されておりましたけれども、9月議会が両町とも開催をされております。合併に伴う電算システム統合業務委託契約締結議案が、大河内町では昨日、全議員の賛成により議決をいただきました。しかし、9月7日のその補正予算の審議では、非常に厳しいご指摘をいただき、賛成多数により、かろうじて認めていただきました。そのときの議論として、合併そのものに反対するものではないが、進め方において非常に性急な感がする、もう少し慎重審議するべきであるとのことでした。このことは、合併問題が町民の将来を左右する大変重要な課題であるので、住民説明、住民合意を十分に行えということのご指摘であると改めて受けとめさせていただきました。</p> <p>話は変わりますが、8月31日に合併関連3法の概要説明会が神戸で行われまして、総務省望月達史市町村課長より説明を受けました。その中身は、合併特例区制度の創設、市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置、市町村合併推進のための方策についてでありました。今、詳しく説明する時間はありませんが、合併に関する障害除去のための特例措置、財政優遇措置は、引き続き設けますが、現行法のような手厚い支援措置はとらない。できるだけ、現行の財政支援措置を行っていくが、合併に伴う増嵩経費などに対する特別交付税、地方交付税の支援など新法に記載のない支援制度の予算に伴うものについては、総務省としてはすべて予算要求を行ったが、財務省との協</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>小寺（議長）</p>	<p>議による。3点目に、総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、市町村合併を推進していく。都道府県知事はその構想に基づき、あっせんや調停、勧告を行うことができるとし、人口1万人要件だけでなく、人口密度、地理的条件、地域経済事情、現行法における合併議論、その経過などによるといふふうに説明をされました。</p> <p>また、麻生総務大臣の17年度の予算について3兆円税源移譲の先行決定あるいは交付税と地方税の総額は今年度並みといふふうな提案がありましたし、平成17年度総務省の予算概算要求にもそのような内容で示されております。しかし片方で、こういう総務省の地方財政の状況ということで冊子が出ておるんですが、その中には税源移譲を含む税源配分の見直しとして、義務的な事業については全額とし、その他は8割程度を目安として移譲する。2点目として、交付税改革は、財源保障機能全般を見直し縮小をしていく。地方財政計画を徹底的に見直し、交付税総額を抑制する。段階補正、事業費補正など算定方法の見直しを行う。3点目として、不交付団体の人口割合を大幅に高めていく。おおむね3分の1といふふうに書いてありましたけども、財源の確保ができなくて、不交付団体の割合を増やすということはどういうことなのかというようなことになるんじゃないかなといふふうに思います。</p> <p>これからまだまだ地方自治体にとっては厳しい財政運営を覚悟しなければならないといふふうに考えますが、文字どおり自立したまちづくりの展望が求められているといふふうに思います。この合併協議会の中でそういうふうな議論ができれば幸いかといふふうに思います。</p> <p>今日も盛りだくさんの内容になっておりますけども、よろしく願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議会につきましては、藤原昇委員さんから欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告を申し上げます。</p> <p>また、顧問の前川先生につきましても、公務出張につき欠席されております。</p> <p>また、中播磨県民局からは、岡本局長さんの代理としまして浜田参事さんにご出席をいただいております。</p> <p>それでは、議長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員は28名中27名の出席をいただいておりますの</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
浅田（事務局）	<p>で、会議規則の定足数に達しております。よって、ここに会議の成立を宣言いたします。</p> <p>ただいまから第10回神崎町・大河内町合併協議会を開催します。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員に、藤原安晴委員、堀口勝久委員をそれぞれご指名申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、発言の際は町名と名前を言っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして、順次議事を進めてまいります。まず、報告事項からお願いいたします。</p> <p>報告第27号神崎町・大河内町合併協議会出納検査（8月実施）の報告について、事務局から説明いただきます。</p> <p>浅田次長。</p> <p>それでは、報告第27号、皆様方、次第の1ページをおめくりいただきたいと思っております。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会の監査につきましては、監査要領を定めさせていただいております。その要領第4条におきまして、出納に係ります年3回の検査を行うことになっております。したがって、本年の16年4月から7月分までを監査を、去る8月30日の日に、合併協議会の監査委員でございます神崎町の太田昭男様、大河内の藤原建様に監査をいただきました。</p> <p>詳しく数字等は添付をいたしておりませんが、2ページの方に検査項目といたしまして、4月から7月までの1番から8番までの歳入・歳出の予算執行状況、現金の状況、月計、収支月計、歳入・歳出事項別明細、収支整理簿、予算差引簿、その他事務局内にごございます内部資料等につきまして監査をいただきました。</p> <p>その結果、出納検査における監査委員からの指摘事項は特になしということで、3ページにごございます両監査委員さんから合併協議会会長の方に8月出納監査につきましての報告をさせていただいております。</p>
小寺（議長）	<p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がございました神崎町・大河内町合併協議会の出納検査結果につきまして質問等がございましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p> <p>何かございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>立石委員</p>	<p>特にないようでございますので、次に移りたいと思います。</p> <p>次に、報告第28号第4回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告につきまして、立石委員長及び事務局から報告をいただきます。</p> <p>立石委員長、お願いいたします。</p> <p>大河内の立石でございます。</p> <p>第4回の新町名称・庁舎等検討小委員会の開催状況について、私の方からご報告申し上げます。</p> <p>資料にまとめておりますが、第4回の新町名称・庁舎等検討小委員会につきましては、去る9月10日金曜日の午後2時から大河内町保健福祉センターで、10名中9名の出席をいただきまして開催いたしました。また、正・副会長にもオブザーバーとして出席をいただいております。</p> <p>会議の内容につきましては、新町名称については大部分が決定をいただいておりますが、公募期間のみがいわゆる合併目標期日等が決まっていなかったために決定をいたしておりませんでした。当日の小委員会において公募期間を、平成16年11月1日から11月30日の1カ月間とすることに決定いただきました。</p> <p>次に、庁舎等事務所の位置につきましては、最初に正・副会長からそれぞれ考え方を発言いただきました。このことを参考にしながら、我々は原点に立ち返って各委員さんのご意見をお聞きいたしましたところ、本庁舎は大河内町にということで、異議なく決定をいただきました。</p> <p>そして、神崎町側には分庁舎、支庁舎という呼び名は別にいたしまして、支所的な施設は必要ということで、これも承認され、また現在大河内町にございます長谷支所につきましても存続することを確認されております。</p> <p>今後、組織の配置等、中に入れる機能の問題、また新町建設計画との関連もでございますので、その方の進捗を見ながら、新町建設委員会の方で、今申し上げました機能の配置、こういったことを検討していただくことになろうかと思います。</p> <p>以上が第4回の新町名称・庁舎等検討委員会の内容の概要報告でございます。</p> <p>以上で、簡単ですが終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局、補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>報告第28号につきまして、先ほど第1小委員会の立石委員長の方からご報告があったことにつきましては、皆様方、資料の1ページの方に明記をさせていただいております。</p> <p>その中で、まず新町名称の関係でございますけれども、2ページの方を見ていただきたいと思います。</p> <p>こちらの方は、去る6月30日の第6回の合併協議会の方で、3番の公募期間のところだけが空白の状態、他の部分につきましてはご承認をいただいております。</p> <p>今回、9月10日の第1小委員会の方で、16年11月1日から1カ月間の11月30日までとするという格好で、委員の方でご承認をいただいたところでございます。</p> <p>他の項目につきましては、前回と変わっておりません。</p> <p>この作業につきましては、今後両町の広報紙、合併協議会だより、また事務的にこれから両町の住民の皆様方に公募していただく事務的な作業につきましては、合併協議会の中で十分協議をいたしまして、両町の区長様にお願いをすとか、そういった方法につきましても、考えてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>そして、名付け親の関係につきましてもいろいろ議論が出ておったところですが、これにつきましてもある程度委員会の方で答申をいただいておりますので、事務局、事務レベルの方で詰めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>したがって、本日ご承認いただきましたら、この新町名称の募集要領に従いまして、10月の末からそれぞれPRをかけて、11月から正式に公募をかけていくという形にしてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>4ページの方には、これらの新町名称のでき上がるまでのスケジュールの案という形で掲載をさせていただいております。</p> <p>9月10日の第4回の新町名称の小委員会での実施要領の最終決定を見まして、11月1日から30日までの締め切り、そして12月から応募の結果の集計を行いまして、12月の中旬には第何回になるかわかりませんが、この検討小委員会の方で5候補ほどの絞り込み作業を行いまして、年明けの1月には合併協議会の方で最終決定を見るというスケジュールにしてまいりたいというところでございます。</p> <p>以上が新町名称の実施要領につきましての概要並びに今後のスケジュールでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>もう一点の庁舎等事務所の位置につきましては、先ほど立石委員長の方からご報告があったとおりでございます。しかしながら、先ほど申されましたように、神崎町に支所的なまた支庁舎的な施設を建設するといった中身につきましては、やはり規模的な問題も出てまいりますので、この規模的な問題につきましては、今後両町長会議を踏まえながら、いわゆる中に入る組織の問題、そういう問題を十分に検討した中で、規模的なものが出てくるというところでございます。あわせて現在進めております新町建設計画、そういったものとの十分な整合性がございますので、今後第1小委員会の方でこれらが大きな課題点というところでございます。</p> <p>事務組織の配置問題につきましては、これは皆様方より、やはり町長以下助役さん、また両町の課長さんを含めて、新町での新しい事務組織、そういったものを考えてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>そして、最終的にそういう組織の配置機能につきましては、規模の問題とあわせて、この協議会の方で提案をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま委員長及び事務局から説明がございました内容につきまして、ご質問等がありましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ご質問等ございますか。</p>
岩本委員	<p>岩本委員、どうぞ。</p> <p>大河内の岩本です。</p>
浅田（事務局）	<p>庁舎の位置について、神崎町、結局分庁舎方式か、また支庁舎方式かと、そこまでもまだ完全に決まっていなわけなんですか。</p> <p>はい。この問題につきましては、4月から町長会議、また両町の町長さんの会議、それから小委員会、また合併協議会の報告といった中で、両町の思いというものに大きな差がございますということで、これまでいろいろ協議を進めてまいりました。</p> <p>しかしながら、最終的に神崎町に、その分庁とか支庁舎とかといったその問題を考えながら、神崎町にいわゆる支所的な機能を持ったものを建設することが必要であるという結論に至ったところでございます。</p> <p>しかしながら、その中にこれまで出ておりました大きな機能を持ったものではないという形にはなっておりますけれども、実際中身に入</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>る組織の先ほど申し上げました機能、こういったものが入るんだといった具体論につきましては、今後最終的に詰めてまいりたいというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>したがいまして、規模的な大きさとかそういったものは今のところ決まっていないというところでございます。</p> <p>立石委員長、ちょっと。</p> <p>これ、小委員会でその話、随分と各委員さんからのご意見を賜っております。</p> <p>実は、この問題につきましては、それぞれの町長から一等最初のそれぞれの思いから、町長間でいろいろと調整をしていただきまして、最終的には神崎町の町長さんも、我々はその分庁舎という呼称にはこだわられへんのやという話もございまして、各委員もそれぞれ意見を賜ったところ、やはり本庁舎は大河内ということになれば、当然8,000人を擁する神崎町も住民を控えておるんであるから、やはり支庁舎というものはだれが考えても必要なものだということで、委員会では全会一致でこのことにご承認をいただいた。</p> <p>ただ、その分庁舎というものの考え方の中には、例えば重要な部分の組織全体を一部を分庁舎に移すと、こういう考え方になるかと思いますが、今回我々が検討したのは、役場の組織のいわゆる中枢部分は本庁舎に置くんやと。神崎町の住民の皆さんが日常的な役場の行政サービスを受けるための、最低限と言うたら言い過ぎなんですけど、そういった機能を配置するという事で皆さんの合意をいただいた。したがって、管理統括部門は、大河内町の本庁舎に置くと、こういうあらましの話でございます。</p> <p>我々がなぜこの部分をいわゆる組織の問題、保留にしたかといいますと、これは新町建設計画と、それからいろんな専門的な現役場の職員の方々、いろいろと内容を練ってもらって、どういう機能を配置していくか。これは本当に専門的になりますので、我々では今のところ性急に結論を出すべきではないという思いで現在この範囲にとどめておるところでございます。</p> <p>したがいまして、全員の委員さんのご意見は、やはり支所あるいは支庁舎、呼び方は別にいたしましてもそういう機能を配置するのが当然であるという結論でございます。</p> <p>したがって、正・副会長も一緒においでになって、特に神崎町長におかれましては、私は分庁舎あるいは支庁舎ということにはこだわり</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ませんと、しかしながら8,000人の住民のことも私は真剣に皆さん考えてほしいというお話もございました。これは当然の話でございます、いろんな角度から見てこういう結論になったわけでございます。</p> <p>したがって、第2委員会でこの第1委員会の趣旨をよく受けとめていただいて、今後適切な結論を出していただきたい。そういうあらましが決まれば、第1委員会の方にまたその案をフィードバックしていただいて、また我々は我々なりに小委員会のひとつ議論をしていく、こういう段取りになっておりますので、ひとつその点ご了解をいただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。ちょっと言葉足らずの部分はたくさんあったと思いますが、もし不足の面がありましたら、委員さんたくさんおられますので、私以外の委員さんも補強していただいたらありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ほかにご意見がないようでございますので、特に新町の名称につきまして、募集の期限、11月1日から11月30日までの1カ月間にわたって募集をするということにつきまして、当協議会におきましてひとつご承認を願いたいと思うんですが、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>それでは、新町の名称につきましては11月1日から11月30日までに募集を行うということで、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>庁舎位置等につきましては、委員長等がご説明をいたしましたように、今後新町建設計画等の関連等もございますので、それを得た中で今後また第1委員会の方で討議をしていって、最終的なものにつきましては今後またご報告をさせていただくということで、よろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>それでは、次の協議事項に入りたいと思います。</p> <p>協議第33号、これは前回の合併協議会で継続審議をお願いをしておったものでございますが、社会教育事務事業の取扱いについて、担当の分科会の会長であります難波分科会会長からご説明をお願いいたします。</p>
難波（課長）	<p>失礼いたします。社会教育部会の難波でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>前回詳しく説明しましたので、今回は簡単に報告をさせていただきまして、再調整をしたものについて詳しく説明をしたいと思います。</p> <p>まず、1ページをごらんください。</p> <p>地域改善対策事業についてでございますが、地域改善対策奨学資金貸与事業は、法律の失効により、17年度末で終了します。</p> <p>地域改善対策対象地域活動事業補助金は、新町発足までに調整します。</p> <p>2の社会教育委員制度は、新町では委員の定数を6名とし、差がある部分については合併までに調整し、社会教育に関する諸計画の立案等、積極的な委員活動を目指すように調整していきます。</p> <p>それから、文化財の保護、顕彰事業ですが、町指定文化財につきましては、文化財保護条例を整備制定し、新町の文化財として再指定いたします。また、文化財の調査・保護・保存等は継続的に推進するように調整します。文化財審議委員は5名とし、識見者で構成いたします。</p> <p>4番目の町史編纂事業は、現行のまま新町に引き継ぎます。</p> <p>5番目の社会人権同和教育事業ですが、大会事業は新町においても継続することとし、時期・会場・運営方法等は速やかに調整をしていきます。また、地域別や対象者別の人権研修会なども今後調整していきます。それから、人権教育協議会は、平成18年度から一本化することとし、補助金や事務局の位置について速やかに調整をしていきます。人権文化創造活動事業は、新町においても継続して実施し、差がある部分は発足後調整していきます。</p> <p>2ページの6の公民館事業です。</p> <p>両町の公民館は、多くの町民が利用される施設でありまして、新しいまちづくりの重要拠点であることは前回に報告いたしました。当初は、公民館を利用される団体に使用料を負担してもらうことを提案いたしましたが、差し戻しとなりました。そこで、再調整した結果、2つの公民館をもっと利用していただき、町民相互の交流と文化活動の促進を図っていただくために、免除枠を拡大いたしました。連合組織や上部組織だけでなく、各区ごとの組織、公民館を利用される各サークルの利用も免除扱いといたします。</p> <p>具体的には、各自治会、子ども会、消防団、老人クラブ、婦人会、PTA、社会福祉団体、町内の学校・幼稚園・保育所、町及び教育委員会、体育協会及び各種目協会、文化協会及び各サークル、スポーツクラブ、それから自主防災及び町長が特に必要と認めた場合といたし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ます。この免除規定によって、町民のほとんどの使用が無料となります。</p> <p>それから次に、営業行為の使用許可についてですが、すべての営業行為を禁止すると記載しておりましたが、表現上誤解を招きましたので、次のようにいたしました。</p> <p>営業行為の使用許可については、管理者が公民館使用の目的に合致していると認めたものとし、物品販売等営利事業の使用は禁止します。これは公民館全館に適用いたします。</p> <p>最後のページに、社会教育法の公民館に関する条文を載せていますのでごらんください。</p> <p>舞台公演ですとかコンサート、映画会等は、第20条の公民館の目的に合致した催しであると言えます。</p> <p>次に、もとに戻りまして、文化協会や協会加盟のサークルの一本化につきましては、今後両町の文化協会長様や役員様と協議をしていきます。</p> <p>それから、公民館運営審議会は、公民館活動の積極的な推進を目指して調整していきます。</p> <p>7番目の体育指導委員会ですが、新町においては定数を20名以内とし、新町発足後に調整します。活動内容についても社会体育事業計画とあわせて検討していきます。</p> <p>次に、8番目から11番目の学校施設、屋外体育施設、屋内体育施設の施設使用料の件ですが、公民館と同様に、これらの施設をもっと利用していただきまして、町民相互の交流、地域交流と健康増進を図っていただくために免除枠を拡大します。免除団体等は公民館と同じです。</p> <p>これで町民のほとんどの使用が無料になります。ただし、はにおかグラウンド、はにおかテニスコート、グリーンエコー野球場の夜間照明使用料と大河内町民体育館のトレーニングルーム使用料は、規定どおりの料金を負担していただく予定です。</p> <p>また、学校施設につきましては、特別な場合を除き、町民以外の利用は許可しないこととします。</p> <p>プール使用料につきましては、現行のまま新町に引き継ぎます。他の施設につきましては、多くの町民が無料で使用できるのに対しまして、プールだけ現行のままというのは不公平という意見もありましたが、開設以来使用料を負担してもらっていることやその金額が定着していること、また維持管理が他の施設に比べて高額であることを理由</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>に、現行のままとさせていただきます。</p> <p>水泳協会事業として使用する場合は、他の体育協会とのバランスをとり、免除適用としますが、そのほかは個人使用とみなします。</p> <p>12の国際交流事業につきましては、大河内町の事業を引き継ぎながら、特定施設、特定団体だけでなく、包括的に推進していきます。</p> <p>13の各種団体及び補助事業につきましては、婦人会、PTA、文化協会、体育協会について、新町発足までに一本化に向けて調整をしていきます。</p> <p>以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>前回の合併協の中で、特に公民館の利用の問題、学校施設、屋内体育館、屋外体育施設の利用につきまして、前回の協議でいろいろご意見がございましたんですが、それにつきまして再度修正をした案が提案をされておりますので、皆さんのご意見をお聞きをいたしたいと思えます。</p>
岩本委員	<p>何かございませんか。</p> <p>岩本委員。</p> <p>大河内の岩本です。</p> <p>地域対策の奨学資金の貸与、これ、神崎町は支払いをされていないと思うんですけど、大河内は高校で2,000円、短大3,000円ですか、大学で5,000円、これ月額ですわな。これを17年度から廃止にしますということを言われますと、今から、今までもろうとする人はよろしでっせ。けど、今から打ち切るんやということになると、ある程度PRも必要やろうし、抵抗が出てこんかなというふうに私は思うんですけどね。その点、何か考えておられますか。</p>
小寺（議長） 河野（課長）	<p>教育課長。</p> <p>ただいまご質問のありました奨学金制度については、大河内町の条例につきましては、地对財特法の適用によって支給するというような、交付するというような要綱になっております。現在、その地对財特法が既に失効しておりますので、既に現在は新規認定はいたしておりません。今は、在学中の学生さんについては引き続き経過措置の中で卒業するまでの間、支給するという形で現在運用しております、新規認定は既にないわけでございます。</p>
岩本委員 河野（課長）	<p>ちょっと、それやったら、今からの方はもう打ち切りということやね。今からの方については。</p> <p>はい。15年度から新規認定をいたしておりません。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ほかにごさいませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ほかにご意見がないようございまして、ここで採決に入りたいと思います。</p> <p>継続となっております社会教育事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第33号社会教育事務事業の取扱いにつきましては、今回をもって可決されまして承認をされました。</p> <p>次に、協議第36号環境衛生関係事務事業の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>小林分科会長、お願いします。</p>
小林（課長）	<p>大河内の小林でございます。</p> <p>環境衛生関係事務事業の取扱いについて報告させていただきます。</p> <p>まず1番目、環境保全に係る条例等の整備及び審議会・協議会組織については、新町発足までに調整するというございまして、3ページ目を見ていただきますと、事務事業現況比較表というのがございまして、その中で、神崎町には環境保全に関する条例、大河内町には大河内町環境保全条例というものがございまして、中身についてはほぼ同じでございます。</p> <p>ただ、その中にありまして審議を諮問する機関としまして、神崎町には環境保全審議会、大河内町には地域安全推進協議会ということで、それぞれ審議をする団体が違ってございまして、これにつきまして新町発足までに調整をするということにいたしております。</p> <p>条例につきましては、新町発足までにそれも調整するという作業いたしております。</p> <p>次に、集団資源回収助成事業につきましては、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励金の交付額については神崎町の例によるということでございます。</p> <p>それも、3ページ目を見ていただきますと、上から2つ目の欄ですが、資源ごみの回収について各種団体に対して補助金を出しておりますが、神崎町におきましても大河内町におきましても、交付のものにつきましてはほぼ似通っておりますが、単価について若干差がございまして、特にアルミの缶につきまして単価が違いますので、これにつきましては今市場価格が大分上がってきておりますので、これにつき</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>立岩委員</p> <p>小林（課長）</p> <p>小寺（議長）</p>	<p>ましては引き下げてもいいかなということで調整をしまして、神崎町の単価に合わせるべく調整をいたしております。</p> <p>しかしながら、資源回収助成事業については、やはりリサイクルの社会の状況まだまだ続いておりますので、これにつきましては助成は続けていくということにさせていただきます。</p> <p>次に、産業廃棄物の処理についてでございますが、大河内町建設残土砂等処分場の設置地域との協議を踏まえ、神崎町の集積場を廃止し、大河内町の処分場での一体化に向け調整をする。なお、減免規定については、神崎町の例によるということでございまして、それも3ページ目を見ていただきますと、一番下ですけども、神崎町には不燃物の集積場というのが設置されてございまして、ここに一たんごみをためまして、それを業者によって別の産廃処理場に運搬するというので、手数料につきましては1トン6,100円ほどかかっております。</p> <p>大河内町には、建設残土砂等処分場というものを設置してございまして、ここについては安定型の廃棄物について処分できるようになってございまして、最終処分場でございますが、処理につきましては1トン1,500円と消費税というようなことで、若干手数料に差がございます。これにつきましては、地元調整を図りながら、今後協議しながらですが一本化させていただくということでございます。神崎町につきましては廃止をいたしますということですので。</p> <p>徴収の方法ですが、神崎町には減免規定がございます。災害等によりとか、町長が特に認めた場合とかということで、減免規定がございますが、大河内町についてはそれがございません。減免規定を設けるべく調整をいたしたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のございました環境衛生関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>立岩委員、どうぞ。</p> <p>済いません。大河内町の立岩です。</p> <p>資源ごみの集団回収運動の奨励の場所で、大河内町の場合、布1キロ4円とありますが、これは小学校なんかの廃品回収も入りますか。</p> <p>議長、よろしいか。</p> <p>小林委員。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小林（課長）	すべての団体ということで、小学校も、婦人会とか各種団体すべて入ってます。
立岩委員	その場合に、去年まではぼろぎれも、ぼろも大丈夫やったんですけども、今年からもうぼろは回収しないというふうに決まったというふうに聞いて、去年ですか、もう出されなくなったんですが。
小林（課長）	まず1つは、神崎町に設置しましたR D Fの施設で回収する分が布は結構ですということになりましたもので、それを出してもらおうということが1つと、それから回収される業者の方、その方が例えばアルミだけとか新聞紙とアルミは結構ですよとかという、そういう市場性の問題もございまして集める品物を限定されてくるというようなことで、市場価格の変動にもよりまして補助金出したり出さなかったりというような、今までの現状がございまして、それで布についても集める方が少なくなったということで、集めないということでございます。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
岩本委員	<p>岩本委員。</p> <p>私ばかり言うんやけどな、申しわけないんやけど、産廃、産業廃棄物の、これニガタケでまだボリュームがあるんやから、神崎町のやつを投棄してもうてもいいと思うんです。ただし、あそこの住友石炭のあれ、仮橋ですわな、橋は。当初、あれするときには、鍛冶と大河の区長で一応覚書を交わしておるわけなんですよ。だから、やはり新しく財源ができたらということで橋をかけていただきたいというお願いもしております。また、中間だけが、向こうの左岸道路、中間だけがまだ舗装されてないわけなんですよ。それも一つのこの間の打ち合わせの中では、ひとつそれを含んでもらいたいというお願いを課長のところにしたんやけど、課長さん、それはどのように考えてくれとってんかいな。</p> <p>それと、恐らく住友さんの橋はこの町内の業者さんは恐らく無料で通してくれてんや。けれども、他町ということになると1回につき何ぼうというふうなあれをせな、支払いするような格好になっておると思うんですね。だから、そこら辺も結局6,000円のやつが1,500円で払えるんやからええんやけれども、合併してそこへ同じように持って行ってほかすのに、片一方は金取りよるわ、片一方は無断で通りよるわというようなことやなしに、やっぱりそこら辺も調整してもらいたいんと、できることならもうちょっと上からできておるんやから、橋をつけてもうたらなというふうに私は思うんですわ。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>これは両町長さんによくお願いしておきたいと思います。 藤原委員、関連ですか。</p>
藤原（博）委員	<p>関連やったら。</p>
岩本委員	<p>関連ですが、大河内町の藤原でございます。 一本化になりますと相当な数が入ってくると思います。今、岩本委員の方からおっしゃったように、山陽石炭鉱業ですね、あそこの橋を使っておるわけですが、あそこの最盛期といいますと、時間的に限りますと、かなりたくさん車が出入りしまして、あのあたりから旧寺前橋あたりにつきまして相当な交通量になりまして、前々からお願いしておりますけれども、歩道がないわけですね、あのおり口から橋までのところがね。それまでは歩道ができておるんですけども、歩道ができていないところで大変危ないということが1点と。 もう一つ、橋を渡った方ですが、鍛冶の南部の墓があるんです。それがほこりで、砂をかぶりまして、墓の墓石に砂がかぶったような状態だそうです。かなり苦情が出たりしておりますので、舗装の整備と、それから歩道の整備あたりもあわせて検討して、協議がありますので、そこでまた区長の方からお願いすると思いますけども、そのこともあわせてお願いしたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>これはね、ちょっと私ごとですが、これは理想的でいいんでっせ、ほかすところあるんやから。あれを利用してもうたらええんや。けれどもね、あそこに墓地がありますわな、渡ったところに。ほしたら、墓地があるんで、今は一応山陽鉱業の車だけが出入りしょうるわけなんですわ。少々ほこりがたまっただって、そこらはお互いに理解し合っておられるんじゃないかな。けれども、一般の車が通ってごみを出すということなら、恐らく今から抵抗が出てくると私は考えますわ。そやから、そこら辺のところは、やったわ、1回、2回はそれは目つぶってくれるかしらんけど、たびたびやると、そこら辺も考えた方がええことないかなというふうに思うんです。</p>
小林（課長）	<p>部会長。こちらの方で答えてもらいます。</p>
小寺（議長）	<p>お答えします。 今現在から、量の増えるというんですか、想定してそれはいないんですけども、神崎町さんの量がそう多くないと、今のところね。ですから、今と、今月水金で開場、運営しておるんですけども、その間で交通停滞とか、そういうことのような事態もないというようなことですから、そう今のと神崎町の分を受け入れたところで、そう大きく変化はないというふうに書類上の感からいいますとそういうふうに思っ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
岩本委員	<p>ております。</p> <p>それと、今区長さんあるいは藤原さんの方から言われましたようなことにつきましては、今後十分に検討させていただきまして、統一、一本化に向けて調整する際によく検討させていただきたいというふうに思っております。</p>
小林（課長）	はい、了解しました。
小寺（議長）	わかりました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。
小寺（議長）	協議第36号環境衛生関係事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
小寺（議長）	〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員でございます。よって、協議第36号環境衛生関係事務事業の取扱いにつきましては、原案どおり可決いたしました。
小寺（議長）	ここで休憩をいたします。
小寺（議長）	10分間の休憩をいたしまして、20時5分の再開といたします。
小寺（議長）	午後7時56分 休憩
小寺（議長）	午後8時06分 再開
小寺（議長）	再開いたします。
小寺（議長）	それでは、協議第37号保健衛生関係事務事業の取扱いにつきまして、担当の分科会長の説明をお願いいたします。
小寺（議長）	竹内分科会長、お願いいたします。
竹内（副課長）	神崎町の竹内です。よろしく申し上げます。
竹内（副課長）	まず第1点目、診療所の管理運営についてです。
竹内（副課長）	両町における既存の診療所は、高齢者の身近な医療機関として、現行のまま新町に引き継ぐ。
竹内（副課長）	なお、長谷地区への開業医の誘致については、引き続き努力するものとする、にしました。
竹内（副課長）	2ページ、見ていただきます。
竹内（副課長）	町立の診療所については、現在神崎町は大畑に1カ所、大河内町は上小田、川上に1カ所ずつ、2カ所に設置しています。
竹内（副課長）	3番目の比較表をごらんください。
竹内（副課長）	大畑診療所、名称、位置、開設日時、委託先等、記しております。
竹内（副課長）	大畑診療所、神崎町大畑319番地の1、毎週木曜日の午後2時から

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>4時、従事者は医師、看護師、薬剤師、事務員、各1名ずつで対応しております。委託先は神崎郡北部病院事務組合で、平均診療件数は1日平均5.6件です。</p> <p>大河内町の方は、上小田診療所は大河内町上小田412番地の1、毎週金曜日の午後2時から4時で、医師と事務員、それに薬局の薬剤師さんが1名入られて対応されております。委託先は立岩医院です。平均診療件数は1日平均2.7件。</p> <p>川上診療所、大河内町川上477番地の1、毎週火曜日の午後2時から4時、医師、事務員、薬剤師、各1名で対応しております。委託先は立岩医院で、平均診療件数は1日平均17.3件です。</p> <p>運営方法、委託先とか経費については違いはあるものの、地元高齢者の身近な医療機関として存続していく必要があるため、現行のまま新町に引き継ぐが、委託先、開設日数については郡医師会の協力を得て、合併後再度検討していく必要があるとしました。</p> <p>長谷地区への開業医の誘致については、郡医師会の協力を得てできるように引き続き努力するものとしたしております。</p> <p>2番目、墓地、火葬場等の関係事務について、墓地の設置及び管理については、新町発足後速やかに大河内町の例により条例等を整備する。</p> <p>なお、新町発足後における共同墓地整備事業（補助制度）の適用及び補助金の額については、新町発足後速やかに調整するとしております。</p> <p>それも、3番の比較表をごらんください。</p> <p>神崎町においては、条例等ございませんので制度はありません。大河内町の方におきましては、条例、要綱等がございまして、特に集落からの墓地建設要望を受け、条例等の規定に基づき事業を実施した墓地が既に6カ所、大川原墓地、本村墓地、赤田墓地、野村南部墓地、板屋墓地、石田横瀬墓地の6カ所ございます。</p> <p>補助対象経費といたしましては、用地買収及び物件補償費、碑石及び形象類に要する経費、測量調査費等の事務に要する経費を除いた墓地の造成及び進入路の工事費に限らせていただいております。補助金の額は工事費の2分の1以内で、条件は300万円以内となっております。</p> <p>共同墓地事業の補助金の交付要綱の一本化については、両町の住民の財産等に直接かわる問題であって、現時点では住民の意向等を把握していないため、判断が大変難しいです。財政的な保障もされてお</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>らず、制度の是非を議論するにも両町において共同墓地に対する取り組み経過に住民の認識等を含めて相違が見受けられます。共同墓地事業整備事業施行時の地権者等の住民協力には、これまでの両町の事業を行う上での経過が存在しており、容易に一本化できるものではないかと考えております。</p> <p>しかし、今後共同墓地の整備については、地域の環境整備等の観点から、墓地の統合整備等を含め必要であると考え、大河内町の例により調整することとしました。</p> <p>ただし、補助金については、財政面を勘案して検討していくようにしております。どうぞご検討をお願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました保健衛生関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問等がございましたらお願いをいたします。</p>
生田委員	<p>生田委員、どうぞ。</p> <p>大河内の生田です。</p> <p>ちょっと教えてほしいんですけども、大河内町の6カ所の共同墓地が、共同墓地条例による施設があるらしいんですが、大体これはいつ建設された、年度がいつだったかというのをちょっと教えてほしいんですが。ただそれだけです。</p>
小寺（議長）	<p>お願いいたします。</p>
小林（課長）	<p>大河内の小林です。</p> <p>一番上の大川原墓地につきましては、昭和62、3年ごろだと思うんです。これが始まりでして、順次、石田横瀬墓地ができたのが平成11年ぐらいと記憶いたしております。</p>
生田委員	<p>1番から6番まで、大体その平成元年、昭和62、3年ごろに固まってそういうことがあったというわけではないの。そういうことや。</p>
小林（課長）	<p>ええ、ばらばらで。</p>
生田委員	<p>なかったわけ。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにございませんか。</p>
日和委員	<p>日和委員、どうぞ。</p>
日和委員	<p>大河内の日和です。</p> <p>長谷地区の開業医の誘致計画について、一、二点、お伺いしたいと思います。</p> <p>まず1点目は、平均診療件数、どれくらいを見ておられるのかということ。そのほか、計画上差しさわりのない範囲でお願いしたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>それから、その進捗状況でございますが、先ほど郡医師会までお話が行っているということでございますが、県医師会の方はもう行っているのでしょうか。兵庫県医師会の方は行っていますでしょうか、お伺いします。</p> <p>以上です。</p>
小林（課長）	<p>どうぞ。</p> <p>長谷地区の有志の方から、長谷の医院がなくなってから要望を受けまして、それから四、五回ですか、打ち合わせというんですか、話し合いさせていただきました。直接、町が診療所を建てて先生の誘致というところまでは、よう踏み込んでいないということでございまして、医師の誘致について郡の医師会、立岩先生は郡の医師会の副会長ですか、でございますので医師会の方へそういう要望を上げていただいて、それから1年余りたっているんですけども、なかなか候補者が見つからないというようなところ辺でとまっているというところで、県の医師会とか上部団体に上がったかどうかまではちょっと把握しておりません。</p>
日和委員	<p>わかりました。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問がないようですので、ここで採決に移らせていただきます。</p> <p>協議第37号保健衛生関係事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第37号保健衛生関係事務事業の取扱いにつきましては、原案どおりと決しました。</p> <p>次に移ります。</p> <p>協議第38号商工・観光関係事務事業の取扱いにつきまして、担当の分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>芦田分科会長、お願いいたします。</p>
芦田（課長）	<p>協議第38号商工・観光関係事務事業の取扱いにつきまして、内容のご説明を申し上げます。</p> <p>まず、現況からございまして、4ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>第三セクターでございまして、神崎町におきましては、株式会社グリーンエコーがございまして、昭和58年7月3日にオープンをいたしております。この管理運営につきまして、株式会社グリーンエコー</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>を平成8年に設立されまして、管理運営を委託いたしておるところでございます。管理施設の内容につきましては、時間の関係上、省略をさせていただきますけれども、記載のとおりでございます。</p> <p>それから、その下、株式会社神崎フードでございますけれども、これにつきましては平成10年10月29日に神崎フードがオープンをして、この管理運営をいたします第三セクターでございます。施設につきましては、神崎町フードセンター、それからかんざき大黒茶屋の管理をいたしております。</p> <p>次に、株式会社神崎ファームでございますけれども、これにつきましては平成13年4月21日にオープンをしております神崎農村公園ヨーデルの森の管理運営の会社でございます。</p> <p>次に、大河内町におきましては、株式会社おおかわちを設けておまして、平成10年7月18日オープンいたしました長谷のホテルモンテ・ローザの管理運営をやっておる会社でございます。管理施設としましては、ホテルモンテ・ローザの施設とその前にありますわくわく公園というものを管理いたしております。</p> <p>次に、峰山高原ホテルにつきましては、平成15年5月17日にオープンいたしました峰山高原におけるホテルでございます。この管理運営をいたしておるところでございます。管理施設につきましては、ホテル並びにその高原に付帯します施設の管理をいたしておるところでございます。</p> <p>これらにつきまして、2ページでございますけれども、課題、問題点につきましては、第三セクターにつきましては神崎町は3施設、大河内町は2施設の合計5施設を有しております。第三セクターの健全経営は、両町において大きな課題であるため、各施設について経営状況、将来性及び地域の活性化等を勘案しながら、新町発足後の取り組みについて調整をする必要があるというところでございます。一番表にまとめとしまして第三セクターについては健全経営と役割、機能の発揮を目指し、現行のまま新町に引き継ぐということにまとめております。</p> <p>次に、地域振興でございます。</p> <p>5ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、取り組み、現状につきましては、神崎町におきましては、神崎夏まつりを8月7日に実施されておまして、地域住民の方々の楽しみの場として実施をされております。町からの委託料としましては、100万円でございます。平成16年度におきまして、既に26</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>回目を数えておるといところでございます。その他まちづくり事業としまして、越知川名水街道事業、それから中心市街地活性化事業、まっせまつり事業等が行われております。</p> <p>大河内町におきましては、ぐりーんカーニバルを5月16日に峰山高原において実施をいたしたところでございます。第12回を数えております。これは観光の町として町の活性化を目指すため、都市の皆さん方との交流の場ということで実施、開催をいたしておるところでございまして、予算額としましては町からの補助金350万円を擁しておるところでございます。その他まちづくり事業につきましては、8月6日に夏まつりを町予算の中で、委託料として300万円、実行委員会でもって運営をいただいております。</p> <p>それから、地域振興におきますまちづくり団体の育成につきましては、神崎町におきましては、かんだき田舎塾、28名の参加がございます。神崎町の宝探し等の事業をされております。それと、花とかおりのネットワーク会議、38名の参加構成でございまして、緑化を通じたまちづくりに取り組みがなされております。それと、既存組織の支援としまして、夢花フォーラム、23名の構成で、取り組みについて支援をされております。</p> <p>一方、大河内町におきましては、地域ぐるみでの活動、取り組みが多いところでございまして、事例としましては川上砥峰高原のイベントを実施いたしております川上四季祭実行委員会やら上小田活性化組合、それから大河集落、為信集落におきまして、都市との交流に取り組みがなされておるといような現状でございます。</p> <p>そういう中で、課題、問題につきましては、2ページをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>2ページの(2)地域振興でございます。</p> <p>両町において、まちづくり地域活性化事業に取り組んでいますが、両町ともに実施している夏まつりについては、実施運営方法の違いがあり、調整する必要があります。また、集客交流イベントについては、各拠点施設等の特色を生かした事業推進を行っていることから、合併により一本化できるものではなく、新町における取り組みについて調整する必要があります。</p> <p>それから、としまして、地域づくりにおける住民参加及び自主自立的活動の重要性から、神崎町ではまちづくり組織の育成への取り組みとして、かんだき田舎塾、花とかおりのネットワーク会議がありまして、また既存組織の夢花フォーラムに対する支援を行っています</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>が、大河内町では、地域ぐるみでの活動・取り組みがあり、両町の取り組みに相違が見られます。地域づくりにおける住民参加及び自主自立的活動の重要性を考慮しながら、新町発足後の取り組みについて検討する必要があるという問題、課題でございますが、まとめとしまして、1ページでございます。</p> <p>2 地域振興、まちづくり地域活性化事業のうち、夏まつりについては、新町発足までに一元化に向け調整をいたします。</p> <p>まちづくり交流イベントについては、各拠点施設の特色により、新町発足までに、交流プログラム等による継続的实施と体制を整えるよう検討してまいります。</p> <p>まちづくり団体の育成については、地域づくりにおける住民参加及び自主自立的活動の重要性から、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励・支援を検討してまいります、ということとまとめております。</p> <p>続きまして、商工業の振興でございます。</p> <p>5ページが現況でございます。5ページの中ほど下をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>まず、商工会についてでございます。</p> <p>神崎町におきます商工会につきましては、指導者育成内容につきましては2つとも同じでございます。補助金につきましては町から600万円の補助金でございます。職員さんにつきましては5名でございます。</p> <p>大河内町につきましては、町から1,580万円の補助金をいたしております。職員さんは4名でございます。</p> <p>それから、商店街の育成につきましては、神崎町さんにおきましては、中心市街地活性化基本計画を平成14年3月に樹立されておまして、100万人の交流拠点としての地域づくりの取り組み方針がまとめられております。</p> <p>それから、主な事業としまして、まっせまつり、商工の振興について、10月24日、旧市街地という中村、粟賀町を拠点として実施がなされております。補助金につきましては、なしでございます。</p> <p>一方、大河内町につきましては、基本計画的な取り組みはございませんが、事業としまして商工会においてわっくわくぶらり市を、平成16年は10月31日日曜日に、寺前駅前商店街を会場としまして町全体の商工業の活性化を目的に開催がなされておまして、補助金につきましてはなしというところでございます。</p> <p>これらにつきまして、問題、課題につきましては、2ページでござ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>います。</p> <p>2ページの(3)でございまして、商工業の振興、商工業の振興については、両町とも商工会と連携を図りながら努力していますが、長引く不況により地域の商工業者の体力が落ちております。町からの財政支援を行っていますが、両町において補助金の額に大きな差が見られます。また、両町の合併に伴い、商工会の統合に向けた支援を行わなければなりません。</p> <p>商店街の育成への取り組みとして、神崎町では中心市街地活性化基本計画を策定し、まっせまつりへの支援等も行っています。大河内町では、町全体の商工業の活性化を目的に、年に1度わっくわくぶらり市を開催しております。新町発足後における商店街の育成、活性化の支援について十分検討しなければなりませんという課題、問題に対しまして、まとめとしましては1ページでございます。</p> <p>3、商工業の振興、商工会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については新町発足までに調整をするということでございます。</p> <p>商店街の育成、活性化については、まちづくりにおける商業機能の重要性により、現行のまま新町に引き継ぐということにまとめております。</p> <p>4、企業誘致でございます。</p> <p>現況につきましては6ページでございます。</p> <p>6ページ、企業誘致でございます。</p> <p>神崎町におきましては、兵庫 - 神崎工業団地及び工場用地の情報提供及び宣伝活動に取り組みがなされております。</p> <p>事業の概要としまして、兵庫 - 神崎工業団地の未売却部分について、企業誘致活動を行うというところでございます。</p> <p>2点目、空き工場及び工場用地調査事業ということで、事業の概要としましては、町内に点在する空き工場及び工場用地を調査把握し、企業の問い合わせ及び引き合いに情報の提供をし、企業立地の推進に努めるということでございます。</p> <p>3点目につきましては、税制等の優遇措置及び支援制度の把握と情報提供に取り組むということで、事業の内容につきましては各般の制度の活用等を通じて立地企業等を支援し、産業集積の活性化を図るということでございます。</p> <p>4点目、地域計画等の推進に係る立地施策、事業概要につきましては、地域計画に沿った産業集積の活性化を図るということでござい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。大河内町につきましては、該当する具体的な事業がございません。</p> <p>それから、企業立地及び雇用拡大奨励制度につきましてはの取り組み現状でございます。</p> <p>制度としまして、神崎町におきましては、農村地域工業等導入地域における固定資産税の課税免除に関する条例を定めておられまして、対象につきましては、工業等導入地区に指定された地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、または増設した者に対して補助をする、対応するものでございまして、課税免除となる内容につきましては、租税特別措置法第12条第1項第1号または第45条第1項第1号の規定の運用を受ける機械及び装置並びに工場用の建物及びその附帯設備並びに工場用の建物の敷地である土地に課する固定資産税について、課税を免除することができるということで、その期間につきましては3年とするということでございます。</p> <p>それから一方、大河内町におきましては、大河内町企業誘致条例を設けております。対象につきましては、本町に事業所を新設、増設、移築する事業者で、投下固定資産税評価額、土地家屋の総額が300万円以上かつ常用従業員20人以上の事業を営み、別に定める基準に該当する者という対象に対しまして、奨励金の額としましては、事業所の新築・増設助成金として、固定資産税に相当する額を限度として交付すると。3年間に限り交付するというところでございます。</p> <p>それから、雇用の奨励金につきましては、1人につき年5万円の範囲で年度ごとに交付するというところで、期間は5年間に限るというところでございます。</p> <p>用地提供奨励金につきましては、土地の譲渡所得に係る町民税額を限度として用地提供奨励金を交付するというところでございます。</p> <p>それから、誘致斡旋等の褒賞につきましては、ご協力、誘致をいただいた方に褒賞金を出すことができるということで、電源立地にかかわる部分について連携して定めたところでございます。</p> <p>ところで、このような現状に対しまして、課題、問題につきましては2ページでございます。</p> <p>2ページの(4)でございまして、企業誘致 神崎町では、企業誘致関連として4事業に区分し取り組んでいますが、その中でも兵庫 - 神崎工業団地への企業誘致に向けた取り組みについては、合併後においても残地への企業立地を推進し、地元雇用の場として確保する必要があります。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>大河内町では、企業誘致関係の検討、取り組みもしていますが、現在のところ工業団地はありません。</p> <p>雇用拡大のための企業立地への優遇措置として、神崎町では農村地域工業等導入地域における固定資産税の課税減免に関する条例を制定し、課税免除を行っていますが、大河内町では大河内町企業誘致条例を制定し、奨励金を交付しております。両町における取り組みに差異がありますので、調整する必要があります、という課題、問題に対しまして、まとめは1ページでございます。</p> <p>1ページの4企業誘致でございます。</p> <p>企業誘致は、有効な土地利用の推進と地元雇用、就業の場の提供に効果的であり、現行のまま新町に引き継ぎたい。財政リスク負担のないよう推進する。</p> <p>企業立地への優遇措置については、新町発足までに神崎町の例により調整をするということにいたしております。</p> <p>次、5番目、観光でございます。</p> <p>観光の現状につきましては7ページでございます。</p> <p>観光協会でございます。</p> <p>神崎町観光協会につきましては、役員さんがおいでで会員さんは92名というところでございます。事務局職員さんは専任で1名というところでございまして、観光情報の発信等、イベントなどの事業をされております。町からの補助金としましては、平成15年が350万円、平成16年が250万円というところでございます。事務調整としまして、町の観光担当との調整につきましては、月に1回定例的に調整会議がされておるというところでございます。</p> <p>一方、大河内町につきましては、大河内町観光協会ということで、会員さんは現45名というところでございます。神崎町と同様ですけれども、商工会の事務局長が兼務をいたしておるとございまして、大河内町の取り組みにつきましては、町内全域にわたる宣伝広告、特に取り上げますのは観光イベントカレンダーの作成をしまして、全町民の皆さんのご理解とともに都市との交流にPRをいたしておるといようなところが目立つところでございます。以下、町内におきます各種イベントへの協賛と、協賛やら出展をされておるというところでございます。平成15年の補助金につきましては75万円、平成16年度の補助金は100万円でございます。町との、担当との調整につきましては、随時いたしておるというところでございます。</p> <p>それから、温泉を有しておるかというような合併協議事項の課題も</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ございまして、これについて現状の記載をいたしております。</p> <p>大河内町におきましては、長谷地区におきまして平成9年3月から7月にかけて、1,700メートルの温泉掘削がなされました。分析によりますと、平成9年12月24日の分析では、温度が27.8度C、湧出量が24.2リットルパー分ということで、成分泉質につきましてはナトリウム水酸化物炭酸塩低温泉ということでございます。ただ、pHが12.1ということで、強いアルカリ性だということでございます。</p> <p>そういう中で、利用についてはアルカリがきつ過ぎてできないから洗浄しなさいというような指導でございまして、洗浄いたしました結果、平成14年12月20日の分析結果につきましては、泉温が22.3度C、湧出量が7.9リットルパー分、成分泉質としましてはフッ化物イオン及びメタホウ酸を含むという2項目で、温泉であるということでございます。pHにつきましては9.64に下がって、10以下であれば利用も差し支えないというところで、その下に兵庫県の自然環境保全審議会の温泉部会がございまして、平成15年2月16日に長谷地区温泉についての協議がなされまして、利用許可も差し支えないということを平成15年3月19日に連絡いただいたところでございます。</p> <p>これらの利用につきましては、長谷地区の振興を考える会と協議をいたしまして、水量的に少ないという点で、ホテルモンテ・ローザの露天風呂に利用してはと、資すればということで、約2年間の試行により効果があるかどうか継続利用で判断をすればというところでございます。掘削費用は1億4,000万円ほどかかっているというところで、この費用はすべて長谷地区振興基金で賄われているところでございます。</p> <p>今後の取り組みにつきましては、まちづくり地域の活性化と宿泊施設に付加価値をつけるため、長谷地域が地域振興基金をもとに温泉掘削を行い、温泉を掘り当て、利用できるなれば町が買収し費用負担をすることについて、露天風呂での試行利用する上で、経費精算も含めて検討しなければならないというような課題を残しておるところでございます。</p> <p>次にあわせて、観光事業、その次のページ、ページは消えておりますけれども最後のページでございまして。</p> <p>観光施設のPR事業及び維持管理でございまして。</p> <p>神崎町におきましては、グリーンエコー笠形、それから神崎農村公</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>園ヨーデルの森、新田ふるさと村、かんざき桜の山「桜華園」、かんざき大黒茶屋等を拠点としまして、観光施設としてPR等に取り組んでおるところでございます。</p> <p>一方、大河内町につきましては、峰山高原ホテル、それからホテルモンテ・ローザ、それから役場の上、上岩にありますおおかわち水車公園、平成8年4月14日オープンでございますけれど、それから砥峰高原にあります、下から2段目でございますが、県立砥峰自然交流館、これにつきましては県の施設でございます、平成14年4月13日にオープンをいたしております。それと、長谷ダムの直下にあります関西電力のエル・ビレッジおおかわち、これは平成6年7月20日にオープンをいたしたものでございます。これらを拠点としまして、町の活性化に、観光PR事業等取り組みをいたしておるところでございます。</p> <p>そういうような現状を踏まえまして、問題、課題につきましては2ページでございます。</p> <p>(5)観光でございます、両町ともに観光協会が組織されておりますが、補助金の額に大きな差がありますが、両町の合併後の支援については観光協会の統合支援とあわせて調整する必要があります。</p> <p>大河内町では長谷地区において平成9年に温泉掘削を行い、泉温27.8度Cの低温泉を掘り当て、今後の利用計画について長谷地区との協議の中で有効利用に向けて検討を重ねています。</p> <p>なお、神崎町においては温泉源はございません。</p> <p>両町とも多くの観光施設を有していますが、両町ともPRについて観光協会との調整が十分にできていない面がございまして、役割分担を明確にする必要があります。また、各施設間の連携方策やら類似供用施設の取り組み内容及び特色化の再検討が必要ですので、施設の維持管理につきましては、三セク企業や地元管理組合に管理委託している中で、責任範囲の明確化をする必要があるというような問題、課題がございまして、まとめとしましては1ページでございます。</p> <p>5 観光。</p> <p>観光協会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については新町発足までに調整をします。</p> <p>長谷地区の温泉については、現行のまま新町に引き継ぎ、有効利用を目指したいということでございます。</p> <p>観光施設のPR事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、よ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>り効果的なPRを推進します。観光施設の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぎ、効率効果的な運営を目指したいというふうにまとめをさせていただいたというところでございます。</p> <p>以上、内容の説明を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
岩本委員	<p>ただいま説明がありました商工・観光関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問等がありましたらお聞きをいたしたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>済いません、質問してもよろしいかいな。</p>
岩本委員	<p>岩本委員、どうぞ。</p>
岩本委員	<p>岩本です。</p>
小寺（議長）	<p>今、課長から説明があったんやけど、この温泉について一応1億4,000万円ほどかかっておるわけなんやね。仮にこれを利用するとすれば、これはあくまで人の金でこうやっとなんやから、当然それは協議会で話し合いせなしゃあないということや。現在は、露天風呂に使用されておるかどうかということやね、露天風呂に。その点ちょっとお聞きしたいと思うんや。</p>
小寺（議長）	<p>芦田課長。</p>
芦田（課長）	<p>まだ利用はいたしておりません。8月10日の日に最終的な採水検査を、持って帰られておりまして、ほぼ温泉に間違いはないだろうというところございまして、今補正予算、それを試行するという予算審議をいただいておりますというところございまして、ご了解いただきますと設備工事等を体勢を整えて、年内、11月ぐらいから露天風呂に利用できたらというところ取り組みをいたしておりますところでございます。現在では利用をいたしておりません。</p>
小寺（議長）	<p>以上でございます。</p>
岩本委員	<p>岩本委員、どうぞ。</p>
小寺（議長）	<p>そうすると、当然現在掘削されておるところから、やっぱり引っ張ってこなしゃあないということやね。けれども、その湯をくんで、試験的にくんで露天風呂に入れて一遍成分がどうやというようなことで、一遍経験してみたらどうかなと思うんやけどね、これも。</p> <p>ということも、それするにしても、やっぱりこの長谷地区の審議会と一遍相談せなあかんわけなんか。そこら辺はどないなんや。</p>
小寺（議長）	<p>芦田課長。</p>
芦田（課長）	<p>これを掘削に取り組みられた長谷地区の方から、せっかく、量的には少ないんだけど温泉ということになっておるんで、是非ともこのままよう利用せんということじゃなしに、利用について資金も出すので</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 上垣委員</p>	<p>試行されたいということで、今その予算について審議をいただいております。基金を原資として、その利用、軽四で運ぶわけですが、そういう試行について予算審議をいただいておりますというところがございます。地元からの、地元と協議した上で試行しようというところがございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の上垣です。</p> <p>8ページなんですけども、神崎町施設の新田ふるさと村というところで、平成14年から17年度事業で総事業費が約4億1,300万円ぐらいという形になっていますが、17年度が最終年度ということなんですけども、残事業費というのか、その辺のあれはどうでしょうか。</p>
<p>小寺（議長） 横田（課長）</p>	<p>横田課長、お願いします。</p> <p>神崎町の建設課の横田でございます。そこを担当しております。</p> <p>残事業と申しますのは、17年度のということですね、残り。約1億円ぐらいの工事を17年度でやります。</p> <p>以上です。</p>
<p>小寺（議長） 上垣委員</p>	<p>どうぞ、上垣委員、どうぞ。</p> <p>先ほどの質問の続きなんですけども、その残事業でのあとの実施については、事務局、いわゆる建設計画での重要事項になろうかと思っておりますけども、その辺の協議、調整の方はいかがでしょうか。</p>
<p>松原（課長）</p>	<p>神崎町の企画振興課の松原でございます。</p> <p>財政担当をさせていただいておりますので、その辺、財政的な面でお答えしたいと思います。</p> <p>今、横田の方から申し上げました17年度の約1億円の事業ですが、これはフォレストコミュニティ事業といいまして国の補助事業で14年度からやっておりますもので、これは全計画がもう既に組み上がっております、それに基づいて事業を実施しているものでございますので、合併云々ということで始めたものではございません。平成14年度から17年度には完了するというので、町の財政シミュレーションにつきましても、17年度にこの1億円の事業は補助金とその他の財源も当てはめまして計上をいたしておりますところでございます。</p>
<p>小寺（議長） 上野（副会長）</p>	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>上野副会長、どうぞ。</p> <p>内部調整あるいは内部理解、幹事会議論、そして決裁に少し不十分</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 奥野委員</p>	<p>なところがありまして、特にこの5番目の観光の長谷地区の温泉についてなんですが、現状についてはこういう問題点は残っているということなんですが、この文言、現行のまま新町に引き継ぎ有効利用を目指すという、ここのところの確認については、今実は協議中のことでありまして、ここまで文言としてうたうことについては、少し、非常に恥ずかしい話なんですが、問題があるということでご理解をお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>提案をされていて非常に申しわけないのですが、課題、問題の整理をできるだけ方向づけも含めて、新町の誕生までに整理するべき課題だというふうに思いまして、今協議中のところですが、そういいながら、なかなか大きな問題ですのでそれまでに解決するかどうかということについては、課題があるということでご理解をお願いをしたいと思います。</p> <p>奥野委員、どうぞ。 神崎町の奥野でございます。</p> <p>一番、合併して多くの観光客を呼ぶということで、目玉になるような事業ばかりでございますけれども、それぞれの第三セクターあるいはまた各株式会社の見通し、これが赤字になると大変困るということなんですが、いや、これは町の財源を持ち出さないというふうな見通しがあるのかないのか。そういうようなことをやはり町民が一番心配をしたいと思いますので、現行、若干持ち出しがあるようなところもあるようでございますので、調整、いわゆる効率的な運営を調整していくということが一番難しいと思うんです。その辺の考え方、見通しがあつたらお願いをしたいと思います。</p>
<p>小寺（議長） 芦田（課長）</p>	<p>芦田課長。</p> <p>事務局におきまして、両町担当いたしております者、まちづくり、都市との交流の場として根本、民間企業が商売になるかというて、民間企業がしてもらえる状況でもない中で、しかしまちづくり、都市との交流の中で地域の活性化を図りたい、またほこりとできる地域にしたいというところでの取り組みを熱意を持ってやっておるところでございます、このまとめにも書いておりますように、現在のところ状況把握は両事務局でさせていただいております。債務超過になって倒れてしまうという状況ではないということをご報告申し上げます。ただ、経営については厳しい課題を持っておるところでございます、健全経営を目指したい、役割、機能の発揮を目指して頑張りたいというところでもまとめをさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 奥野委員	<p>まず、というようなところでよろしいでしょうか。</p> <p>以上でございます。</p> <p>奥野委員。</p> <p>黒字がという中で、見通しは難しいと思うんですけども、過大投資といいますが、これ以上投資を多くせんようにして、やはり健全経営に努力をしてもらうということをひとつ第一に考えていただきたいと思います。</p> <p>以上。</p>
小寺（議長） 芦田（課長）	<p>芦田課長。</p> <p>町民の皆さん方、多くの方のご理解とご支援もいただきながら、いいものにしていきたい。もちろん、健全経営を目指して頑張りたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長） 足立（会長）	<p>会長、どうぞ。</p> <p>両町にとりましては、高原と自然あるいはまた人情等々によりまして交流の人口を増やして、それを活性化に結びつけるというふうな大きな課題であり、また当然やらなくてはならないということで、これまでそれぞれの施設におきまして整備を行ってきて、またそれが実行されておるところでございます。それぞれの施設にはそれぞれの目的を持っておりまして、その目的の達成のために、例えば地域性と合わせて実行するとか、あるいはまたある程度の公共事業的な役割の中で、投資をしてもそれが結果的には雇用に結びつき消費の喚起ができるといったようなこと、すなわちこれは大きな目的でございますけれども、こういった目的を達成するために、その今後の投資等につきましては十分議論しながら、住民に大きな負担をかけないという状況の中で今後検討すべきであろう。すべてが事業に投資をすることはまかりならんというようなことでは、これはなかなかその施設を設置した目的を達成できるものではないと私は思っております。</p> <p>神崎町の場合につきましては、それぞれ赤字事業もございますけれども、一応経営は安定はいたしております。しかしながら、これとても町が直営的に経営することにつきましては、大変問題が残ってくるといったようなこともございますし、将来におきましてもそういう不安がないとは言い切れないということでございます。</p> <p>したがいまして、今アウトソーシングというようなことが叫ばれておりますし、国におきましても積極的にこの活用が叫ばれておるわけでありまして、私たちもいわゆる町がリスクを負わない形でその施設</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 高内委員</p>	<p>が活性化できるという方策を今求めて、検討を進めておるといところでございます。多分、新町になりましても、それぞれの施設はそういった考え方の中でその目的を達するために努力していくという方針の中で、お認めをいただければありがたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>高内委員。 大河内の高内です。 先ほどの温泉の関係ですけれども、ここに今後の取り組みというように書かれておるわけですけれども、やはり温泉につきましては、先ほど課長が説明しましたように、いろいろと長谷の振興を考えるという中で、ホテルに利用できれば集客も上がるんじゃないかというようなことで、地域全体で練り上げて、そしてしたのがこの温泉でございます。</p> <p>そういうような中で、ずっとそれについてその費用の減とか、そういったものは温泉掘削の計画のときからいろいろと町との話し合いもしてきておりますし、しておるんで、先ほどの上野町長の話は、ちょっと我々にしたらひっかかる問題がございますんで、やはり今後の取り組みというところを書いておられる、これはもう最低限のことやと思いますので、やっぱり経費、そういった面はまだ検討中で、今も我々もどうこうしてくれと直接言うてませんけども、しかしながら、それは実行に当たっての中でいろいろと町の執行部とも検討した経緯もございますので、やはりこれは新町に引き継いで、それはしていただくように、何ぼう問題があろうとそれはやってもろうとかんと、ちょっと困る問題があるんで、それだけははっきりしておきたいと思ます。</p> <p>上野町長が今ちょっと消極的なことを言われたので、余りにもそれでは町長として、我々はもう今後地元を持って帰ってもそういうようなことはちょっと言いにくいんで、それだけはもう少なくともこれぐらいにして新町に引き継いでいただきたいと、そんなふうに思ます。よろしくお願ひします。</p>
<p>小寺（議長） 上野（副会長）</p>	<p>上野副会長、どうぞ。 この前から長谷地区を考える会とか、あるいは長谷地区の振興を考える会と協議会の中でも、経過についてはお話をしてきましたところで、あるいは前藤田町長との引き継ぎの内容についても、そのときにお話をさせていただいたというふうに思っています。そして、私の過去からの経過、そして現在に至る認識についても、議会の中でも</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 高内委員</p>	<p>答弁をさせていただいていることに基づいて、今発言をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>高内委員。</p> <p>それであれば、やはり全執行部、そういったところで話し合いをして、やはり我々も一生懸命取り組んだ経緯があるので、やはり少なくともそういった面はそれに引き継いで経費、最終的に新町が払えないというようなことになるかどうかは、それは一つの今後の交渉の中でやっていくことだと思うんですけども、やはり最低限その辺はこの文章に書き込んでいただきたいと、このように思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>これは議会の中でも再三今までもしておりますし、やはり各議員が、この温泉についていろいろと答弁もし、それについての経費の問題もいろいろと批判されたり、それはありましたけども、しかしながらこれはあくまで町の発展のために投資した一つの経緯があるので、その辺はやっぱりくんでいただきたいと思います。仮にこういったものがあかなくても、仮に1億4,000万円町が払ったとしても、これは一時金でございます。しかしながら、こちらにあるホテルとか、そういったものの赤字はこれが続く限り何年でも、1,000万円あれば10年すればすぐ1億円になるんですから、その辺のことを踏まえてやはりこういったものはきちりと残していただきたいと、このように思います。</p>
<p>上野（副会長）</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>上野副会長、どうぞ。</p>
<p>上野（副会長）</p>	<p>高内委員さん、私言いましたのは、できる限り新町の発足までに方向性を最低でも決めていかなければいけない課題だと。ただ、期間もありませんので、それまでに解決するかどうかはわかりませんが、今いわゆるそのことについての大河内町としての協議中であると、そういうふうに申し上げたんですが。</p> <p>ただ、長谷地区の長谷地区を考える会でも申し上げたんですが、まず量的な問題と利活用を考えた場合、ホテルの経営、あわせて考えた場合に、現実的に可能性は非常に薄いということについては、私そのとき申し上げたというふうに思います。</p> <p>ただし、それについては私のそのときの認識であると、そういうふうに申し上げたと思っております。</p>
<p>高内委員</p>	<p>ちょっと済いません、議長。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 高内委員	<p>高内委員。</p> <p>これは反発するわけじゃないですけども、最終的にそういった中でも、やはりそうした有効活用はどの辺までできるんやということになると、行政側の課長の方からいろいろと調べてくれて、そして露天風呂へ使えば、それを3倍ぐらいに薄めてでも温泉効果が出るということで、それでは2年間ぐらい、せっかく掘ったんやから、金も要るけどやろうかということで、やっぱりそこまで踏み切って取り組んでおるので、それは今町長言われましたように、それは来年の11月1日までにそれはその金がどうこうできて、すれば、それはそれにこしたことはないですけども、やっぱりそこまで難しければ少なくとも文言だけは残しておいてもらわなったら、それはそしたらまた次の新町でも検討ができるわけですけども、私はそのことを言うわけなので、やはり大河内町の中でそれは解決できればそれにこしたことはないですけども、その辺はやっぱり含みは残してもらいたいと、そのように思います。</p>
小寺（議長） 上野（副会長）	<p>上野副会長、お願いします。</p> <p>高内委員さん、最初に私も申し上げたんですけども、提案をされておるこの文言について、ここまで提案をされて書いてあることについてはここまでの今申し上げたような課題が残っているということをお含みおき願いたい、そういうふうに申し上げたというふうに思うんですが。</p>
小寺（議長） 高内委員	<p>それでよろしいですか。高内委員さん。</p> <p>やっぱり、それはそれやったら今の大河内町の中でかっちりと今まで我々が主張してきたことが解決されるのであれば、それで結構やけども、しかしながらそれができんようであればやはり継続審議として新町に引き継いでもらいたいと、このように思います。</p>
小寺（議長） 岩本委員	<p>ほかにございませんか。</p> <p>岩本委員、どうぞ。</p> <p>岩本です。</p> <p>今までは資料をたくさん検討したんですけど、難しい話はすべて新町発足までには調整します、検討しますと、こうなっておるんですね。難しい話は皆そねえ書いてありますがな。果たして、それをどなたが調整したり検討されるんですかということをお聞きしたいと思うんです。この場で検討するのか、ある程度まだ幹事会の方でやられるのか、職員の中でやられるのか、そこら辺の点をお聞きしたいなと。すべてが、これあんた、難しい話は次回までに検討しますとか、合併</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>するまでには調整しますとか、こういうこと書いてあるのやけど、だれがそれをやってんかなというふうに思うんで、そこら辺ちょっと聞かせてもらたならなと思うんだ。</p> <p>また、こういう場でやるということになったら、けんけんがくがくなると思うんですよ。ですから、どういうふうにして考えておられるんかなということ。これは何も観光のことだけやなしに、今まででもずっとそういうふうに書いてありますがな。</p> <p>会長よりお答えをいただきます。</p> <p>提案者でございますので申し上げたいと思います。</p> <p>今、調整の問題につきましては、合併までに担当レベルで、あるいはまた幹事会で検討をいたしまして、私も決裁をして提案をいたします。ただ、それまでに調整のつかない分につきましては、これは新町に引き継ぐしか、未解決のまま引き継がざるを得ないと思います。したがって、新町になってから、例えば検討委員会を設置して検討するなり、それを行っていくということになるかと思えます。</p> <p>なお、これは私が個人的な考え方でもありますが、当面はそれぞれにおきまして制度の大きな食い違い、例えば商工会の補助金等が言われるわけではありますが、食い違いがあります。したがって、これらにつきましてはやはり1年、2年、3年程度は段階別に解消していくというようなことを考えないと、一気にそれを調整して合わせていくということは、なかなか提案もできませんし、また提案いたしましても合意を得ることには至らない、このように思いますので、これはそういった状況で新町に引き継ぎ、新たな予算の審議あるいはまた議会の議決を得て、決定をせられるので。しかし、その前提として、今度は形を変えた検討委員会という中で、新町で検討委員会を経て最終的に決定されるべきであろうと、このように私は考えるわけでございますけども、そういった進め方でないと最終的にはなかなか間に合わないという状況があるわけでありまして。しかし、その数はできるだけ少ない形にしておかないといかんということでもあり、このように思います。</p>
<p>岩本委員</p>	<p>先ほどもちょっと忘れたんやけど、仮に商工会の補助金一つにしても、大河内は千五百何万円出ておりますわね、神崎町は600万円ですか。倍以上ですわね。これを仮に調整するとすれば、片方は下がり片方は上がるというような格好になるわけなんですね。だから、そこら辺はやはり一方的にするんじゃなしに、そういうふうな方らともやっぱり相談してやる。相談というたらぐあい悪いかしらんけど、難し</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長） 岩本委員 小寺（議長） 足立（会長）	<p>いと私は思うんですよ。ですから、そこら辺慎重にやっぱりやっていただきたいなという、これ一つの例ですけどね。</p> <p>そうですね。</p> <p>それだけ申し上げておきます。</p> <p>会長、どうぞ。</p> <p>これ、補助金の額だけを見てその額が多いか少ないかという議論は至らない場合がございます。それはなぜかといいますと、例えば制度的な支援は別と考えられておるのではないだろうか、あるいはお話が商工会のところ出ましたように、商工会のいわゆる中心市街の活性化計画は町の経費で樹立をいたしておるわけでありましたが、これは実質商工業の振興という形で活性化されるわけでありますから、これを商工会の補助金等を使ってどう見るのかというような議論が、これは当然必要になってくるであろうと私は思うんですね。例えば、また福祉のケアの問題でもございますけども、これは直接高齢者に補助金を出すことがいいのか、あるいは制度としてケアを十分に充実していく方がいいのか。この辺につきましては議論が分かれるところだと思うんですね。こういった問題をやはり慎重に審議して決定をしていくということが必要であろうと、このように思います。</p> <p>ただ、金額的に簡単に合わせられる事業につきましては、できるだけ幹事会でもって提案をさせていただく努力をします。しかし、制度と金額と両方見直ししなければならない問題につきましては、さらに時間をかけて検討する必要があるんじゃないかと、このように思います。</p> <p>岩本委員さんのご提言につきましては、十分心して当たってまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
岩本委員 小寺（議長）	<p>もう言いしまへんわ。</p> <p>いや、どうぞ、言ってもらって結構でございますので。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>神崎町の高橋です。</p> <p>今、関連しておるんですけど、施設名ずっと十近くあるんですけども、それぞれこのそれぞれの経営がどういうようになっているかということ各町民は非常に関心が強いと思うんです。今後新町になったときに、例えばある施設は年間何千人とかあるいは何百人とかのそこへ訪れる人がある、それぞれ例えばPR仕方で、食事は必ず町内で</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
芦田（課長）	<p>するようにとか、そういう何かの目安を立てたような案が1つほしい。現状の経営状態がどうであるか、昨年度の決算でもいいから公表していただけたらと思うんですね。</p> <p>以上です。</p> <p>ご心配をおかけしておりますけれども、まちづくりの一番の拠点という役割を担って、それから農林業の活性化等につながればというところで頑張っておるところでございますけれども、大河内町、今全体では約21万人ほどのお客さんが見えておるといような数値になっております。</p> <p>ところで、ご質問のありました決算等はどうなっておるかということでございますけれども、水車公園こっとな亭におきましては、15年度2万372人の入り込みがございました。トータル年商としましては、約1,800万円余りでございました。収支ちょっとマイナスのところがありまして、町からの支援を少し、80万円ほどしたという状況でございます。</p> <p>モンテ・ローザにつきましては、15年度2万9,860人のご利用がございました。年商につきましては9,500万円余りの商いをいたしております、初めて、平成10年から、立ち上げからずっと黒字でございましたけれども、15年につきましてはマイナス200万円余りの赤字になっておると。累積の中では、320万円ほどのプラスになっておるといところでございます。</p> <p>峰山高原ホテルにつきましては、4万3,084人のご利用がございました。収入としましては1億8,000万円余りでございましたが、高原という立地点、それから組織規模が、立ち上げが初めてという点で、これにつきましては支出が2億2,000万円余りで4,600万円余りの赤字になっておるといところでございます。</p> <p>なお、すべて債務超過にはならないようにという点につきましては、資本金の範囲以内というところで、初年度でこのような状況に至りましたので、改善計画を立てまして今後5年間の中で何とか挽回を図りたいというふうに思っております。</p> <p>なお、大河内町におきましては、高原と清流のまちということから、この秋には峰山高原、砥峰高原に連絡道路の整備、基盤整備等もやっております、周り、周囲の環境整備も図りながら、その町が持っている特質を生かして地域産業にも連携をして町の活性を図りたいということで取り組みをいたしております面、ご理解をいただきたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 浅田（事務局）</p>	<p>大河内町の方は以上のような状況でございます。 次、事務局がちょっと言いますので、ちょっと。 高橋委員さんからご質問のございましたいわゆる第三セクターの公表ということにつきましては、両町ともそれぞれ恐らく決算が終わりました6月の議会に株式会社等への出資比率、そういったものについて51%以上出資しておるものは必ず報告を下さいよと。いわゆる議会に提出をする形になっております。</p> <p>それらを報告する中で、大河内町の方につきましては、広報「おおかわち」という方に、7月号もしくは8月号で、株式会社おおかわち並びに峰山高原ホテル、あわせまして水車公園の管理運営の決算状況についてご報告をさせていただいております。</p> <p>一方、神崎町の方につきましても、株式会社等の出資比率に応じまして議会の方に報告をされておるんですけども、その公表等につきましては神崎町の場合は議会だよりの方で公表されておるという状況でございます。</p> <p>公表につきましては以上でございます。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>高橋委員さんにつきましては、それをひとつご参照願いたいと思います。</p> <p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ご質問がないようでございますので、ここで採決に入らせていただきます。</p> <p>協議第38号商工・観光関係事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>挙手全員であります。よって、協議第38号商工・観光関係事務事業の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>ちょっと長時間になっておりますが、ちょっと続けますとまだ3つか4つございますので、ここで10分間ほど休憩をいたします。</p> <p>再開は21時30分といたします。</p> <p>午後9時19分 休憩 午後9時33分 再開</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>それでは、時間が参りましたので再開をいたします。</p> <p>次に、協議第39号農林水産関係事務事業（その1）林道・治山事業の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>横田分科会会長、お願いいたします。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
横田（課長）	<p>神崎町の横田です。よろしくお願いします。</p> <p>農林水産関係の林道・治山事業の取扱いについてでございます。</p> <p>事業からは、この技術基準によりまして事業を進めておりますので、事務的な関係につきましては両町とも同じことをやっておりますので問題はありません。けども、ここにございます地元負担金の関係につきまして、若干双方、両町に違いがございます。その課題等について協議をいたしました。</p> <p>1番、2番、3番、林道及び作業道の維持・修繕に係る地元負担、それから林道事業の地元負担、治山事業に係る地元負担と3点ございます。これ、いずれも新町発足までに調整するという事で整理をいたしております。</p> <p>2ページ、裏を見ていただきますと、林道の維持・修繕につきまして、右側の3ページの林道の現況でございますけども、林道認定しております路線につきましては、神崎町が24路線、3万8,369キロ、大河内町が20路線で2万3,266キロというふうになっております。これにつきまして、その2つ下、維持管理の負担の関係ですけども、全路線この林道につきましては町が維持管理、それから大河内町につきましては、A級林道としておりますけども、それについても町が維持管理をいたしておりますが、大河内町のB級林道になりますと地元負担金が25、それからB級で50というふうな地元負担金が発生をいたしております。</p> <p>作業道の維持管理につきましては、管理はいずれも地元管理でございます。修繕につきましても、神崎町は地元対応ということで経費の補助はいたしておりませんが、大河内町さんの方は修繕の費用の50%を町が補助しているというふうな現状でございます。</p> <p>それから、2番目の林道の地元負担でございますけども、補助事業に採択された場合と、それから補助事業に採択されない場合というふうなことで、これも若干両町に相違がございます。</p> <p>それから、治山事業でございますけども、これは県単の事業と、それから県営国庫補助事業という2つのことになっておりまして、県単事業の場合、県営治山事業と申しますのは両町とも受益者の負担はゼロでございます。しかしながら、補助の補助治山事業でございますけども、これについては受益者が神崎町は22%、それから大河内町が25%というふうになっております。</p> <p>それから、県営国庫補助事業でございますけども、山地治山事業はどちらも今まで例がございません。下の林地崩壊防止事業につきまし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ては、大河内町さんの方で25%と、神崎町については例がないということになっております。</p> <p>町単事業、神崎町は全額地元、それから大河内町さんは50%というふうな、こういうふうになっておりますので、財源、財政計画を勘案しまして新町発足までに調整するというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました農林水産関係事務事業（その1）林道・治山事業の取扱いにつきまして、ご質問等がございましたらどうぞ。</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
生田委員	<p>ちょっと濟いません、字句の質問したいんですけども。</p>
小寺（議長）	<p>生田委員、どうぞ。</p>
生田委員	<p>大河内の生田です。</p>
小寺（議長）	<p>林道等の維持・修繕で、神崎町さんは2級とかその他林道で、大河内町はA級、B級になっておるんですけども、その維持・修繕のところで、維持管理・負担のところで、A級林道、町が維持管理、費用は全額町負担、B級林道、町が維持管理「工事」がついておるんですけども、維持管理、何か維持管理も工事、上も工事がつくのかなと思うんですけども、この使い分けはどういうぐあいにしたらいいんですか。A級林道は、全額町が見るということなんですけども、B級になると地元負担があるということだと思っんですけども、この字句ですけども、維持管理と維持管理工事とはどう違うんですか。</p>
森本（参事）	<p>森本特命参事、お願いします。</p>
小寺（議長）	<p>お答えします。</p>
小寺（議長）	<p>ちょっと表現がまずかったかもしれんですけども、ここに書いてあります内容は、維持管理をする分と、それからこの維持管理といいますのは通常の管理ですから、清掃とかそういったものも含まれます。それとあわせて、集落で小修繕なんかされるのもあります。そういった分も含まれた形と考えておるんですけども、若干この表現で今誤解が生じると思います部分に補足の説明をさせていただきますと、先ほどの横田課長の方からは口頭では説明があったんですけども、A級林道といいますのは、現在、今ここに書いてある路線しかございません。この路線につきましては、すべて町が管理する路線でございます。ですから、例えばA級林道がこれから集落で開設された分の中にA級林道が出てきますと、その集落の工事の負担に伴いましては25%生じるということなので、ちょっと表現の方が悪かったのか</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	<p>もしれんのですけども、町が管理する路線は4路線、それと4路線は今A級林道だということなので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
生田委員	<p>A級林道は4路線しかないということで、それで次に何か林道を造ると、そのB級林道の町が維持管理工事で地元負担25とか50というのは、次に地元が林道造りたいというときにはそれは負担するということはようわかるんですけども、上には「工事」がついてないんやけど、下に「工事」がついておるのはどういうこと。</p>
小寺（議長）	<p>森本特命参事。</p>
森本（参事）	<p>基本的には同じ枠でくくっておりまして、同じ考えだったんですけども、ちょっと不適切であるように思いますので、「工事」の方、下の方を消していただきたいと思います。</p>
生田委員	<p>「工事」を消すん。</p>
森本（参事）	<p>はい、「町が維持管理」としておいてください。</p>
生田委員	<p>町が維持管理するんやけども、地元負担が、どうもわからん、A級が25と、どうなっとんや、これ。どういうふうに扱うたらええんかわからん。</p>
小寺（議長）	<p>森本特命参事。</p>
森本（参事）	<p>A級林道とB級林道の定義の説明をいたしますと、A級林道とは公道と公道をつなぐ道路ということに定義がされています。現在、この4路線につきましては、例えば広域基幹林道とつながっておったり、県道とつながっておったり、町道とつながっておったりということで、A級林道ということになっております。</p> <p>そのA級林道につきましては、現在のところ4路線で、町がすべて管理をしております。</p> <p>これは1つ升目でくくっておりまして、A級林道の定義、B級林道の定義がかかった後に、この2つの事業の地元負担は、A級の場合は25%、それからこの地元負担でB級の場合は50%ということでございます。</p>
生田委員	<p>造る場合か、それは。いや、A級が、B級が、どっちがどうたらかまへんのやけど、そのときはまたそのときで聞きたい、聞いたらいいんですから、それでいいんですけども、どうもこの表見たらちょっと私らやったらわかりにくいから聞いてみただけで、実際そんな林道どうこう、今差し当たってどうこうないんですけども、理解できないから聞いたんで、だからA級林道造るときには地元負担25%あるということ。維持管理やる。大したことない、もう。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>今のところは、A級林道は大河内では4路線だけですのでということで、今後についてももしA級林道を造る場合には地元負担は25%ですよということやろうと思うんですね。</p> <p>もう一度、森本特命参事、教えてください。</p>
森本（参事）	<p>大変、町が管理する林道ということで、A級林道というのを外させていただきまして、町が管理をしている林道は4路線という表現に直させていただけたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>主要路線やね、せやから主要路線の中のA級林道というのを「A級」を外したらいいんやね。主要路線の中のA級林道の「A級」を外してもらって、林道として4路線あると。</p>
小寺（議長）	<p>維持管理負担というところで、今の町の管理しておるのだけは全額町負担なんやろ。せやけど、今後にももしA級林道が町が管理せえへんところができたら、地元負担がA級は25%ということになるの違うの。せやから、ここらがちょっと表現の仕方がちょっと悪いんやろと思うんや。いや、ほんまに、わかりにくい。</p> <p>そやから、理解としては、主要路線としては大河内の場合は今林道が4路線ありますよということです。それから、維持管理の負担については、大河内については現在のところ上の4路線だけがA級林道として今現在ありますので、その維持管理については全額町が負担をいたしておりますと。それから、B級林道については町が維持管理をしておるんやと。そやけども、今後について、もしA級林道が開設をされた場合については地元負担は25%いただきますよということで、よろしいんと違いますかね。</p> <p>岩本委員、どうぞ。</p>
岩本委員	<p>岩本ですけど、今の話です。関連ですけど、「A級」はとるとせんかいな、それから4路線は、4路線なんでしょ、主要路線は。これをA級林道については町が全額負担しますよということ。ただし、その下にB級の中にA級25%となっておるんや。このA級は何に、どこへつくんかな。A級というたら上の方になるんかいなと。上の方は、4路線については全額町が負担ですよ言うたってやな、ここの下にA級は25%と書いてあんな。ここら辺ちょっと説明してくれえな。</p>
小寺（議長）	<p>森本特命参事、どうぞ。</p>
森本（参事）	<p>もう一度言いますが、4路線については町が管理する林道なんです。その林道がたまたま幹線道路と幹線道路をつないでいますから、公道と公道をつないでいますから、ランクで言いますとA級なんです。町が管理しておる道路はランクで言いますとA級林道なんで</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。ただ、これから集落でもそういうふうな工事をされて林道を開設した場合、それを維持管理するときには、公道と公道をつないだ集落の管理する道路があった場合は、これから出る可能性がありますので、今出ているその要綱の中では、A級ということになりますから、ありませんけど、該当する路線はありませんけど、A級林道ということになりますので、その部分についての修繕の費用は25%いただきますということなんです。</p>
岩本委員	それはわかります。そしたら、結局はA級林道がないんや、ないというのが、それやったらここに書かいてもええやないかな、あんだ。
森本（参事）	それは要綱ですから、これから先にずっと将来にわたっての制度ですから、今あるなしというのは、これからの計画上出てきますと、こういうふうにして行政サービスが提供されますよということになりますので、できてから作るというのがいいのか、それからあらかじめ作っておいて、そういう制度のもとに地域の方が計画をされて、林道を開設されるのがいいのかということになりますから、当然この管理の部分も開設の部分もそうなんですけれども、該当する路線がなくても、そういう路線を開設する場合の住民の条件というのはこういうことですよということを明示しているものでございます。
立石委員	課長、ちょっと確認するけど、要は……。
小寺（議長）	立石委員、どうぞ。
立石委員	立石です。
	主要4路線以外のA級林道と解釈したらええんか。そういうことやな。現実にはない。
森本（参事）	現在のところでは町が管理する路線は4路線ですから、これから将来にわたって出てくれば別ですけども、今言われたとおりです。
立石委員	そういうふうに解釈するんやろ。
森本（参事）	そうです。
立石委員	だったら、そのように書いておいたらええんや。わかった。これ訂正した方がええですよ。意見ですけど。
岩本委員	余り丁寧に書き過ぎたって。それで、まごつくんじゃが。
小寺（議長）	多田副議長。
多田（副議長）	神崎町の多田です。
	<p>これ、調整方針では地元負担金をどうするかということだけで上がっておるんですけども、そうでなしに、例えば神崎町ですと幹線林道という、してあります。また、大河内町ではA級、B級、あるいはその下の欄見ますと、その他林道、2級林道と。この級のあり方という</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 横田（課長）	<p>ものも見直して統一する必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。</p> <p>横田課長。</p> <p>この各町の林道というものがございますんですけども、いわゆる県の基準で林道基準というものがございます。それは何かといいますと、勾配、それからカーブ、いわゆるカーブの大きさ等によって基準が定められております。それを林道基準で作業道も造っている場合がございます。それはおのおのの町で林道台帳に載せるか載せないかという違いがございます。</p> <p>これは今議長おっしゃられましたように、新町になれば当然同じ見方をしていく必要もあると思います。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長） 上垣委員	<p>上垣委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の上垣です。</p> <p>3ページですけども、作業道の件についてちょっとお尋ねします。</p> <p>実は、私の地区は、16年度、町の方にお世話になりまして、作業道のいわゆる未舗装の舗装をさせていただいております。一応、作業道の未舗装につきましての舗装対応というのは維持管理工事に当たるという解釈であったんですけども、それでいいのかどうか。それと、地元維持・修繕を行い、費用の50%ということがあるんですけども、一応していただいた内容をちょっと確認しますと、いわゆる限度額等があったと思うんですけども、その辺のことについてどのようにこれから理解したらいいものか、ちょっと教えてください。</p>
小寺（議長） 森本（参事） 上垣委員	<p>森本特命参事。</p> <p>事業費の2分の1という形で町単の補助をさせていただいております。それと、現在基盤整備が、林道も農地もそうなんですけども、担当させていただいてから、上限枠というのをやはり設けた方がいいということで、基本的には事業費100万円で事業をやらせていただきたい。それから、もし100万円で超すような部分につきましては継続させていただきたいというふうに考えています。</p> <p>その件ですけども、これはお願いですけども、いわゆる財政計画云々で調整をしていただくということなんですけども、今後まだ当地区につきましては対応していかなん部分がまだ二、三年あると思いますので、十分勘案してお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
小寺（議長）	<p>森本特命参事。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
森本（参事）	<p>事業なんかにつきましては、必要に応じて、着手した分については最後までやらせていただきたいというふうに考えていますし、それから作業道ですから、基本的なことでは、林道からいいますとやはりちょっとランクでは下がります。私どもがそういう作業道まで十分なサービスの提供ができるかどうかということにつきましては、その年度年度で判断させていただいた後に予算化をさせていただきよというのが現状です。</p> <p>ですから、作業道なんかについては、結構予算がつきにくかったということなんですけども、これからの状況については新町になってからということになるのかもしれないんですけど、大河内町の間でも来年度予算につきましては各集落から区長さん方からの要望を見させていただいて、予算の範囲内でできるところ、それから緊急度の高いところからやらせていただきたいというふうに考えます。</p>
上垣委員	<p>こちらの未舗装道の舗装につきましては継続事業だという認識をしておりますので、今後の調整の方、よろしくお願いします。</p>
小寺（議長）	<p>ほかにございせんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第39号農林水産業関係（その1）林道・治山事業の取扱いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員です。よって、協議第39号農林水産業関係（その1）林道・治山事業の取扱いにつきましては原案どおりとすることに決しました。</p> <p>次に、協議第40号建設関係事務事業（その2）の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>横田分科会会長、お願いします。</p>
横田（課長）	<p>それでは、建設関係事務事業の取扱いでございます。</p> <p>1番の公園等の補助制度及び補助率については、財政計画等を勘案し、新町発足までに調整するという結論でございます。</p> <p>4ページを見ていただきますとあるんですけども、神崎町は神崎町体育施設整備費補助金交付要綱というものがございます。大河内町は、農村公園等整備事業補助金交付要綱というものがございます。これで、神崎町の場合はこれ本来体育施設でございますので、公園と申しましても、教育委員会の方で担当いたしております、そういう体育の面だけの関係の補助、機械の補助とか運動場の照明とかというこ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>とになって、若干内容が違ってありますが、この要綱につきましては教育委員会の方とも調整をいたしまして、大河内町の公園の交付要綱に合わせるといふうなことになっております。</p> <p>2番目の土地改良事業の分担金については、事業費の30%以内として町単独の土地改良事業の補助率は大河内町の例によるということになっております。</p> <p>この土地改良事業というのは、ちょっと一般的にわかりにくいのかもわからんですけれども、農業用のいわゆる田んぼの施設関係というふうに言った方がわかりやすいと思います。この分担金について、これも両町によって少し違いがございます。両町とも土地改良事業分担金徴収条例というものの、ほとんど変わりはありません。ただし、町単独の補助金ということになりますと若干違いが出てきておるといふことになっております。</p> <p>5ページを見ていただきますと、町単土地改良事業ということで、取扱事務の中で予算措置でございますけれども、神崎町は工事費の3分の1を補助と、それから大河内町は工事費の2分の1を補助というふうに、単独事業につきましては、神崎町は3分の1であるけれども、大河内は2分の1補助しておるといふことで、これは大河内町の2分の1の方に合わせるといふうにまとめております。</p> <p>3番の農道整備事業における中山間地域総合整備事業で整備する農道は、継続事業につき、現行のまま新町に引き継ぐということです。これにつきましては、その5ページの下にあります中山間事業の今申しました町単のところでございますけれども、農道整備の状況ということで、神崎町は農道野上線、それから大河内町は農道西山下大道の上線というものがございます。これは神崎町と大河内町と両町で一本の事業でございます。この事業につきましては今継続中でございますので、今は変えられないということで、そのまま新町に引き継ぐということでそのようにまとめております。</p> <p>それから、町単事業の農道整備事業でございますけれども、これの地元負担率は財政計画等を勘案して新町発足までに調整するということにしております。</p> <p>それから、農道修繕に対する補助率は大河内町の例によると。これはその下に今申しました5ページの農道修繕というところがございますけれども、町単独土地改良補助に該当すると長が認めた場合、神崎町は3分の1を町が補助すると。それから、大河内町の場合は、補助率として材料代及び重機使用料の100%または工事費の2分の1とい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>うふうに書いてありますので、大河内町の例によっていくと、よって進めるということにまとめております。</p> <p>それから、4番のため池の維持工事の補助につきましては、大河内町の例によると。これはその下に、5ページのその下でございますけれども、神崎町はため池はすべて受益者、大河内町は地元で施行する工事費2分の1を補助ということでございます。これも大河内町の例によると。神崎町はため池あることはあるんですけども、ほとんど修繕なりそういう工事は単独ではやっておりません。災害等がございましたら、それに対してはやっておりますけれども、単独で工事をやることは今までございません。</p> <p>それから、老朽ため池の改修事業については、現在両町とも該当施設がございません。新町発足後にそういうため池ができれば、適宜調整するというにいたしております。</p> <p>それから、5番の道路及び橋梁改良に係る地元負担については、町道認定基準の調整も含め、新町発足後、適宜調整する。なお、新町発足後速やかに町道の認定基準、等級等の基準を新たに定め、再度全町道及び農道等の公衆用道路を対象として再認定を行うということで、これにつきましては6ページでございますけれども、町道の認定基準ということで、これは各路線の認定、道路の1級、2級、3級、4級の町道、どちらもあるんですけども、どちらの町もでございますけれども、それによって各負担割合がここに明示されておりますが、これもまず町道の認定基準そのものが非常にばらつきがあるということで、まずこれの整備をすることが一番最初であろうということで、そういうことで再認定を行うというふうなまとめにいたしております。</p> <p>それから、6番目の道路の占用料については、新町発足後において地価等を勘案しながら、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように調整するというので、これはわかりやすく言えば、町道ののり面等に電柱が立っております。その占用料をNTTなり関西電力等にいただいておりますが、それにつきまして若干神崎町と大河内町と占用料が違うということがございます。そこら辺も一緒に調整をしていくと、行政格差がないように調整するというのでございます。</p> <p>7番の道路及び橋梁の維持・修繕に係る地元負担については、町道認定の基準等見直しも勘案して、合併後に適宜調整するというふうなまとめでございます。</p> <p>道路工事において必要な安全施設、8番目、ガードレール、ガードパイプ、区画線等に対する地元負担については、負担公平の原則に立</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ち、行政格差が生じないように、新町発足後適宜調整するというところで、これは9ページにございます交通安全対策という真ん中辺にあるんですけども、その負担率につきまして、神崎町は交通安全対策に係るガードレール、ガードパイプについては地元負担はございません。大河内町は、1級、2級にはございませんけども、3級なり4級の町道にはそれぞれ10%、20%ということがございますので、これを格差がないように調整していくということでございます。</p> <p>それから、9番目のがけ地近接危険住宅移転事業に対する補助制度は、神崎町の例によるということで、この9ページの一番下のところなんですけども、がけ地近接危険住宅移転事業というものがございます。これは両町で神崎町に1件そういう例がございました。それに、神崎町はこの補助金の交付要綱というものを作っております。それに合わすということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました建設関係事務事業（その2）の取扱いにつきまして、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思えます。</p>
日和委員	<p>日和委員、どうぞ。</p> <p>大河内の日和です。</p> <p>資料では4ページの半分から下と5ページの上の方にありますが、土地改良事業の分担金の規定等でございます。ここにありますほ場整備事業あるいはかんがい排水施設整備事業、それから分担金につきましては国、県、町というふうにあります。これのことでの関連質問をさせていただきます。</p> <p>実は、第2小委員会の方で二、三回、申し上げましたが、各町内に河川はたくさんあるわけですが、小川を造ってはどうかという意見でございます。その小川を造るに当たりまして、河川の横の空き地に造るとか、あるいは公園の中に小川を造るとかということとは別に、ほ場整備事業でなされています用水路あるいは排水路、その用水路、排水路に魚がすめるような、そういう魚あるいは虫類、昆虫類が、水中の虫がすめるような、そういう小川を造れないものかと。したがって、例えばかんがい排水が既に整備はされておるわけですけども、さらに改良整備をして魚がすめるような、そういう事業が認められないか。そこに分担金として、国なり県なり町からそういう補助を出していただけないものかということでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 横田（課長）</p>	<p>そして、もしもそれが可能であれば、あるいはなくても、例えばそういう工法はどういうふうな工法をすればできるのかということ。</p> <p>それから、もしも分担金等が可能であるならば、どの程度の規模が必要なのか。</p> <p>そしてさらに、そういう実例があるんでしょうかということでございます。</p> <p>田んぼの周りでの小川を造るということになれば、管理面におきましても、あるいは安全性からにしましても皆さんの目が届くということから、その考えの、特に排水溝の方なんかを利用すれば、いかななものかということで、それがまず分担金の対象になるかならないのか、その辺をお伺いしたいと思います。</p> <p>横田課長。</p> <p>今のところ、神崎町と大河内町と町の事業の取り組み方も若干違いかもわからんですけども、神崎町の例を申しますと、そういう事業、わかりやすく言いますと、蛍水路というようなものもいわゆるほ場整備した排水路にやっておる例がございます。それはそういう土地改良事業でそういう環境関係の補助事業がございまして、その事業に取り組んだ例がございます。それにつきましては、そういう環境の面もございまして、地元の負担金というふうなものは取っておりません、神崎町の場合ですよ。</p> <p>それで、それとほかにもちょうど今年も蛍水路ではないんですけども、安らぎの水路というんですか、ちょっと断面が大きい水路なんですけども、それもほ場整備でつけた排水路を若干改良いたしましてやっております。それは公共用の施設の前といいますか、そういうようなところなので、それも地元の負担金というのはいたできておりません。</p> <p>来年に用水路を改良しようとしているところがございます。それにつきましては地元の負担金は10%をいただこうと。それはどういうものかといいますと、それもバイカモですか、が生えておるんです。あるんですけど、そこを改良するところなんですけども、そこについては集落、かなり受益が大きいんで、補助事業の残の、いわゆる事業費の10%をいただく予定にいたしております。</p> <p>だから、どちらにしましても、そういう事業を単独でやるということは非常に金がかかりますもので、何らかの事業に取り組んでやっていくのが、やっていかなできんのかなというふうな感じでおります。</p> <p>以上です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 日和委員	<p>日和委員、どうぞ。</p> <p>せっかく補助事業でやられたのをさらに改良するということで、大変かと思うんですけども、実際の例があるということでその工法につきましては特に私どもの方では川に面した面が多いんですけども、入り口は当然つながっておりますけれども、排水、川とつながっている出口の方、これはもうすべて段差になっていると思うんですが、これらについては段差をなくしておられるのでしょうか。</p> <p>工法も何か、例えば魚がすめるようにという方向の河川も造られたかどうか、お願いしたいと思います。</p>
小寺（議長） 横田（課長）	<p>横田課長。</p> <p>神崎町の例で申しわけないですけども、大体魚道という感じのものはやっておりません。やっぱり段差はついております。やっぱり、排水路の中で、魚おるんですけども、それは放すとかということで増えてきたのかなというふうなことです。段差は、全部川との合流点についてはほとんどのところは段差があります。</p>
小寺（議長） 日和委員	<p>はい。</p> <p>済いません。それじゃ、そういうことでは魚等は遡上できないということですね。そうなりますと、例えば子供らが網を持って入るというようなこと、入って魚をとれるというような状況ではないということですか。</p>
小寺（議長） 横田（課長）	<p>横田課長。</p> <p>ところが、案外その川が長くて水の切れんところなんですね。だから、排水路なんですけども魚はおります。</p>
日和委員 小寺（議長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>竹國委員、どうぞ。</p>
竹國委員	<p>神崎町の竹國です。</p> <p>4ページの公園等の維持管理のことについてお聞きしたいんですが、この公園等の維持管理のことにつきましては、新聞等々で公園で遊具の破損などでけががあるというようなことも報道されておるんですが、これに該当する施設は、神崎町・大河内町どのくらいあるのか。</p> <p>それと、これは学校の施設も含んでいるのでしょうかということをお聞きしたいです。</p>
小寺（議長） 森本（参事）	<p>森本特命参事。</p> <p>大河内の分だけしか私今わからんですけども、この農村公園の施</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>設の整備の事業の中では学校は含まれておりません。管理につきましては集落管理ということをお願いしていますので、安全なんかについても設置については集落が設置した分の2分の1をうちが補助しております。後の管理はしておらん関係から、そういう有害な遊具というんですか、器具が入っておるかどうかについても、設置の段階では有害と言われておる分については認めていかないという形はとれるんですけども、さかのぼってその分を点検したということは今のところありません。</p>
竹國委員	<p>そしたら、これは大河内町にこれに該当する施設があるということですか。</p>
小寺（議長）	<p>森本特命参事。</p>
森本（参事）	<p>さっきの説明の中では、農村公園というて、うちのところが少し大きな、体育施設だけでなくちょっと範囲の広い分をうちは補助対象としておるんです。それで、大河内町の中であるのかというのが、有害な遊具があるのかということ聞きよってんかな。</p>
竹國委員	<p>そうじゃなくて、この公園等の維持管理ということで、これに該当する公園は両町でどのくらいあるんでしょうかということをお聞きしているんです。</p>
小寺（議長）	<p>森本特命参事。</p>
森本（参事）	<p>公園の数については、すぐには今わからんのですけども、例えば一つの集落に1つあるところとか、何カ所もある集落もありますし、それから結構大きな公園もあるわけなんです。ちょっと今数についてはよう把握はしておらんのですけども、設置の要望があれば、造成についても補助の対象にしております。</p> <p>遊具についても、壊れたから新たに更新というんですか、そういった分についても補助の対象にしていますから、一度設置したからもう対象になりませんということではないので、ちょっと実数については今把握はようしておりません。</p>
竹國委員	<p>はい、いいです。</p>
横田（課長）	<p>神崎町の場合は、その施設の数、その補助の対象になっておる数ということですね。各集落に運動場というんですか、というような、あるところについてはほとんど何らかのものが入っているということで、各集落に一個ずつそういう公園があるかなというたら、今ちょっとほとんどもないと思います。だから、その数については今把握ここではしておりません。</p>
竹國委員	<p>はい、結構です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ほかに質問がないようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>協議第40号建設関係事務事業（その2）の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第40号建設関係事務事業（その2）につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>これによりまして本日提出の協議事項、継続分1件を含めて6件がすべて承認されました。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、ちょっと時間が遅くなっておりますが、次回の合併協の関係もございまして、提案事項としまして第31号で自治会・行政連絡機構の取扱いについて並びに第32号で住民関係事務事業（その3）防犯灯設置の取扱いについて、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
浅田（事務局）	<p>それではまず、提案第31号自治会・行政連絡機構の取扱いについてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>お手元資料の5ページ以降に、両町の自治会、いわゆる区長会ですけれども、行政区の集落状況以下の比較表をつけさせていただいております。</p> <p>まず、5ページの方で、行政区、神崎町・大河内町それぞれ集落名の横の「世帯名」となっておりますのを、大変申しわけございません、事務局の誤りでございます、「世帯数」の「数」の間違いでございます。1点ご訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>神崎町では19の集落、そして大河内では20の集落、人口比較また隣保数、こういう比較になってございます。</p> <p>それから2点目には、自治会の組織の関係でございます。先ほど言いました19集落、そして大河内は20集落ということでございまして、区長会の組織につきましても、会計年度、また役員さんの任期、そういった比較をさせていただいております。</p> <p>そして、6ページの方では、これらの区長会の行政のそれぞれの事務の取扱いでございます。</p> <p>まず、区長会につきましては、大きく神崎町では年2回、大河内では6回という形でされております。役員研修、また各研修会への参加、上部団体等につきましては同様でございます。区長会の運営補助につきましては、そこに掲載をさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ます。平成16年度ベースで、神崎町が95万円、大河内が120万円。なお、この場合でも、ただ団体で大河内の場合は区長会で処理をしておりますけれども、一部神崎町では一般会計の方からも処理されておまして、同じ団体でも相違があるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>上部の団体負担金、事務局傷害保険につきましては、そこに掲載のとおりでございます。</p> <p>次に、地区からの要望の取りまとめの方法についてでございます。こちらの方につきましては、両町ともほぼ同様の内容で、区長さんからそれぞれの窓口という形で行政の方に提案をしていただくという格好になっております。</p> <p>しかし、大河内町の方では一部予算関係の絡みで、総務課の財政担当というところが窓口になっており、関係部局と調整をいたしておるところでございます。</p> <p>7ページの方では、区長会の行政協力の委託経費の関係でございます。</p> <p>区長報償費といたしましては、そちらの方の比較の金額でございます。</p> <p>また、行政への協力業務につきましては、そちらに掲載の7項目、1点目の町民及び地域の情報収集、報告の取りまとめを初め7項目、両町とも同様でございます。</p> <p>次に、自治組織の所有財産の取扱い、こちらの方で目的、取扱い、協定書並びに覚書の締結、対象、手続とあるんですけれども、神崎町では自治会等の小集会所等の建設、用地に関する登記の取扱い、大河内では集会所等集落が所有する財産に関する寄附申し出の覚書といった形で、各集落で所有する財産の相続登記における問題の対応策として、両町ともこの制度を設けておるところで、少し文言の表現が違いますけれどもほぼ同様の内容でございます。</p> <p>次、8ページの方ですけれども、これは2点、町から各区長さんを通じましての広報等の回覧物の回覧方法並びに住民の皆さん方へのいろんな周知方法、いわゆる連絡体制の比較でございます。</p> <p>現在、広報紙につきましては、神崎町は26日、大河内町は25日と、1日の差があるというところでございます。</p> <p>住民への連絡体制につきましては、神崎町はご存じのようにケーブルテレビの告知放送を使って映像また電話の方でされておりますけれども、大河内の方はJ A、農協の有線放送のみというところござい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ます。</p> <p>これらが現在の両町の自治会、行政連絡機構の大きな比較ございまして、7つの課題、問題点をそちらの方に明記をさせていただいております。</p> <p>まず、組織につきましては、各区長会の任期・選任時期・会計年度が異なっております。</p> <p>それから、区長会の事務につきましては4点ございます。特に、会議の開催回数が神崎2回、大河内が6回ということで差異がございます。また、運営の補助金につきましても差異がございますので、調整を図る必要があるということでございます。</p> <p>3点目の地区要望の取りまとめにつきましては、方法や窓口 zu 若干の差異がございますけれども、これらを統一した取扱い、ほぼ同じ中身でございますので、調整をすれば可能になるというところでございます。</p> <p>4点目の自治組織等の行政協力委託業務ですけれども、業務の内容につきましては、ほぼ同じでございます。しかしながら、両町とも区長さんへの報償費というところに差がございますので、調整を行う必要がございます。</p> <p>5点目の自治組織の所有財産の取扱いですけれども、制度は先ほど申し上げましたような財産の所有権、登記相続における問題の対応策としてございます。</p> <p>趣旨は同様でございますが、特に問題はございません。ただし、登記事務におけます寄附申し出の申請書、集落間の協定書、覚書等の様式に若干のといえますか、差異がございますので一元化を図る必要があるというところでございます。</p> <p>6点目の住民への回覧物の回覧方法、これにつきましては両町とも同様でございますが問題はございません。</p> <p>7点目の住民への連絡体制につきましては、神崎町はケーブルテレビというもので告知放送及び文字放送を利用いたしております。大河内では有線放送ということで、大きな差がございます。</p> <p>これらの調整方針を次の4ページの方で、先ほどの1点目の自治会組織から7点目の住民への連絡体制までという形で書かせていただいております、要約のみ申し上げます。</p> <p>まず、区長会の単位区数及び区長人数は、両町合わせますと39になります。それを新町になりましてもそのまま引き継ぐということで調整をいたしております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>区長会の役員体制、それから任期・選任時期等につきましては、新町発足後の区長会におきまして、一部差異がございますので、新しい町の最初の区長会の中で調整を行うというふうにいたしております。</p> <p>2点目の事務につきましては、特に開催回数等の運営方法につきまして、合併後に最初の区長会でこれも調整をするというところでございます。運営補助金につきましては、その新町の区長会の運営状況を十分勘案しながら合併後調整をし、一元化を図るというところでございます。</p> <p>3点目の地区要望の取りまとめにつきましては、地域における行政に対する要望の窓口は区長さんとさせていただき、随時関係部局において取扱っていくということにいたしております。ただし、予算編成に係る要望窓口は財政部局がその窓口となり、取りまとめ方法につきましては、現在大河内町が実施をいたしております例によるということで調整をさせていただいております。</p> <p>4点目の自治組織との行政協力委託業務の件ですけれども、これは行政と各区長会ですけれども、連携を確保し、円滑な運営を推進するため、区長会は現行制度を引き継ぐものとし、報償費につきましては新町発足後早期に一元化を図ってまいるというところでございます。</p> <p>2番、3番の報償費につきましては、これは年度の関係がございますので、平成17年度の当初におけます報償費につきましては、それぞれの額、配分方法はそのまま行いますということで、平成18年度以降につきましては新町発足後の区長会におきまして各区間の均衡、公平性を勘案して調整をするというところでございます。</p> <p>5の所有財産の取扱いにつきましては、現行の制度をそのまま存続をさせるというところでございます既存の協定書、覚書等の問題につきましても、一部様式の差異はございますけれども、統一をし現行のまま新町に引き継ぎをすると調整をいたしておるところでございます。</p> <p>6点目の住民への回覧物の回覧方法につきましては、ほぼ現状で同様でございますので、そのまま新町に引き継ぐという調整をいたしております。</p> <p>7点目の住民への連絡体制につきましては、印刷物、放送、広報車、会議等による連絡体制は現行のまま新町に引き継ぎをいたします。また、CATVの映像活用も有効な手段でございますから、大河内町の早期の整備ということで、こちらの方は新町建設計画の中でも主要な事業として上がっておりますので、今後整備をしてまいる必要</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>があるかと思えます。</p> <p>以上が提案第31号でございまして、引き続きまして提案第32号住民関係事務事業（その3）防犯灯設置の取扱いについてでございます。</p> <p>お手元資料2ページの方をごらんいただきたいと思えます。</p> <p>まず、この防犯灯なんですけれども、課題、問題点ということで、現在両町に約2,000本の防犯灯の設置のされた電柱がございまして。内訳は神崎町内で約1,100本、大河内で約900本の電柱があるということに関西電力の方からお聞きをいたしております。</p> <p>しかしながら、この防犯灯も大半が各集落で管理されておるものがございます。それらをどのように調整するかというところでございます。</p> <p>まず、防犯灯の設置につきましては、地元の区長さんからの要望の受け付け及びその対応等、両町ともほぼ同様の取扱いでございます。防犯灯の設置及び維持管理のうち、新設工事につきましては、神崎町では町が実施をいたしまして工事費の地元負担はございません。一方、大河内は、各集落がその工事を行い、予算補助という形で3万円の上限をもって補助をしておるところで差異がございます。</p> <p>これらを2の方で次のように調整をさせていただきました。</p> <p>防犯灯の設置及び維持管理につきましては、新町発足までに大河内町の例により調整をさせていただきます。また、新町発足までに、これまで両町におきまして予算上の補助という形をとっておりますので、補助金の交付要綱を定めてその適正化を図り予算化を図っていくというふうにいたしたいというところで、3点目には現況の比較表をつけさせていただいております。</p> <p>なお、この表には載せておりませんが、大河内町はご存じのようにダム関連で一部そういう特異な部分がございます。防犯灯につきましても、現在長谷の方に、長谷を含めた町内ですけれども、約70灯の電燈を町が管理をさせていただいております。また、その電気代等につきましても、関西電力の方から基金という形でもらっておりますので、それに対応させていただいております。これらが神崎町にない特異な部分でございますので、そういった部分はこの場でご報告、ご説明させていただき、新町にそのまま引き継ぎをさせていただくという形になろうかと思えます。</p> <p>ちなみに、神崎町で所有をされております町管理の防犯灯は115本でございまして、年間の維持管理経費約70万円町の方から支出を</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>されておるとい状況でございます。</p> <p>この防犯灯につきましても、両町合わせますとかなりの数の件数がございますので、新町になりますとやはり一括したそういった管理をしていくというシステムなどの導入ということも新町になってのメリットといった中で考えていく必要があるのかなというふうに思います。</p> <p>以上2件、提案をさせていただきます。終わります。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日提案が2件されております。</p> <p>この提案につきましては、次回の合併協議会で協議をしていただきますので、よくご検討をしていただきたいと思います。</p>
浅田（事務局）	<p>次に、その他の件につきまして、事務局お願いいたします。</p> <p>それでは、最後にその他ということで、次回の合併協議会なんですけれども、本日皆様方に配付をさせていただいております。9月29日午後1時30分から、神崎町のケーブルテレビのネットワークの方で開催をさせていただく予定をいたしております。よろしくお願い申し上げます。</p>
小寺（議長）	<p>なお、10月につきましては、大分前に申し上げておるんですけれども、祭りの関係等でかなり日程が変更する可能性もございますので、十分ご容赦いただければというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の会議を閉じたいと思います。</p> <p>7時開会をいたしましてちょうど今10時40分ということで、非常に長時間にわたりましてご議論をいただきまして、まことにどうもありがとうございました。</p> <p>今後につきましても、まだまだ暑さ寒さが残るそうでございますので、体調維持管理には特にひとつ気をつけていただいて、次の合併協には是非とも全員元氣でご出席をいただきますことをお願いをいたしまして、閉会といたします。</p> <p>本日はどうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。</p>